

拷問等禁止条約の実施状況に関する
第1回日本政府報告書に対する
日本弁護士連合会報告書

2007年1月18日

日本弁護士連合会

目 次

第1部	はじめに	1
第2部	刑事施設における拘禁	5
第1章	総論	5
第2章	各論	7
1	第2条第1項関係	7
2	第13条関係、政府報告書パラグラフ115・116	8
3	第16条関係	10
第3部	警察留置場	18
第1章	総論	18
第2章	各論	19
1	第11条関係 尋問規則に関する体系的検討	19
2	第13条関係 拷問の申立て	28
3	第15条関係	29
4	第16条関係	30
第4部	死刑制度	41
第1章	第1条関係	41
第2章	第16条関係	41
第3章	死刑の著しい増加（政府報告書パラグラフ146～149への反論）	43
第5部	外国人の人権	47
第1章	入管収容施設	47
第2章	退去強制手続におけるテロ関連嫌疑者の手続の法的枠組み	51
第3章	拷問等禁止条約第3条の履行確保制度	53
第4章	拷問犯罪容疑者の引渡し（第8条関係）	69
第6部	子どもの人権	70
第1章	政府報告書では子どもが無視されている	70
第2章	補導・取調べ・身柄収容に伴う問題	71
第3章	学校における体罰・いじめの問題	76
第4章	施設における体罰・いじめの問題	78

第5章 第10条～第13条関係	78
第7部 人権教育	80
第1章 国際人権（自由権）規約委員会による人権教育を促す勧告	80
第2章 刑務官に対する人権教育	80
第3章 入管施設について	81
第4章 警察における人権教育	82
第5章 軍（自衛隊）における人権教育	82
第6章 裁判官に対する人権教育	83
第7章 精神科医	83
第8章 国連「人権教育のための10年キャンペーン」の実情	83
付属一覧	
（刑事施設における拘禁）	
1．隔離、制限区分、優遇区分に関する統計資料	84
（子どもの人権）	
2．最高裁判所第3小法廷2006年6月20日判決	86
3．施設別年末収容人員数	87
（人権教育）	
4．人権教育の現状の詳細	88

第1部 はじめに

1 .拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約(以下「拷問等禁止条約」又は「条約」という。)が国連総会で採択されたのは、1984年12月、発効したのは1987年6月である。現在批准・加入している国は144か国で、日本の加入は1999年6月、139番目であり、先進国のうち最も遅い加入国である。

2 .日本政府が拷問等禁止条約に加入したのは、1999年6月である。日本政府は加入1年以内すなわち2000年には提出されることが義務づけられていた第1回レポートを2006年まで提出しなかった。このことは、拷問等禁止の課題について、条約に基づく国際的な視野からの審査を忌避しようとする政府の姿勢を示すものであるという他ない。

3 .個別課題についての条約の実施状況については、以下に詳述するところであるが、条約の実施に関わる基本的な問題点のいくつかをここで指摘しておくこととする。

4 .(1)個人通報制度(第22条)について受諾宣言を行い、選択議定書を批准すること

5 .条約は、第22条において、拷問等を受けた被害者が、条約の実施機関である「拷問の禁止に関する委員会」(以下「拷問禁止委員会」という。)に申立てをすることができ、同委員会がこれを検討し見解を示す権限を有する「個人通報制度」を定めている。しかし、日本政府は、国内における司法権の独立を侵害する、として本条約に加入するにあたって第22条について受諾宣言を行わなかった。個人通報制度は司法の独立を侵害するものではなく、日弁連は同制度の受諾を強く求める。

6 .また、拷問等禁止条約の選択議定書は、国際的な拷問防止小委員会(選択議定書第2条)と国内の査察機関が連携して拷問の防止のために拘禁施設を査察する枠組みを定めた画期的なものであるが、日本政府は日弁連や人権NGOの強い要求にもかかわらず、この議定書を批准していない。日弁連は日本政府に対して選択議定書の批准を重ねて強く求める。

7 .(2)独立した人権救済機関(第12条・第13条)が設置されていないこと

条約は、第12条・第13条において、拷問等があった場合には、締約国においては権限ある機関が迅速かつ公平な調査を行う義務、並びに拷問等を受けた個人が、権限ある機関に申立て、それを迅速かつ公平に審理される権利を有することを規定している。

日本政府が設置している制度はいずれも行政内部の手段として完結するものであり、独立性や透明性が確保されておらず、条約第12条及び第13条の規定を満足していない。政府が国会に提案した人権擁護法案に基づく人権委員会は法務省内部におかれるものであり、政府からの独立性が不十分である(第2部第2章2項参照)。本条約が関連するあらゆる分野について政府から独立し、かつ調査と救済のための権限をもった人権救済機関の設置が不可欠である。

8 . なお、1998年10月に行われた、市民的及び政治的権利に関する国際規約（以下「国際人権（自由権）規約」という。）の実施状況に関する第4回日本政府報告書審査の結果、国際人権（自由権）規約の実施機関である国際人権（自由権）規約委員会が採択した「最終見解」において、日本政府は人身保護制度の改善を勧告された（24項）が、現在に至るまで、この勧告は受け容れられていない。

9 .(3) 拷問の定義（第1条）について、十分な検討を行い、新たに拷問罪を規定すべきこと

10 . 条約は、第1条において、拷問の概念を「身体的なものであるか精神的なものであるかを問わず人に重い苦痛を与える行為」と定義している。日本政府は、条約が定義する拷問については現行の刑法の規定によって国内犯罪として処罰できるとの見解を示している。しかしながら、条約が定義している「精神的拷問」について、現行刑法第195条、第196条の特別公務員暴行凌虐の罪では対応できず、刑法第222条に脅迫罪は存在するものの、その法定刑は2年以下と軽すぎ、深刻な精神的な拷問に対処できる法制となっていない。

11 .(4) 国際人権（自由権）規約委員会による第4回日本政府報告書審査に基づく、同委員会の「最終見解」を十分に踏まえた、拷問等禁止条約の実施状況が審査されるべきこと

12 . 1998年10月に行われた、国際人権（自由権）規約の実施状況に関する第4回日本政府報告書審査の結果、国際人権（自由権）規約委員会が採択した「最終見解」において、警察留置場における長期間に及ぶ拘禁（代用監獄制度）と透明性のない取調べによる、また刑事施設、入管収容施設における数々の人権侵害が指摘されている。また、裁判官や法執行官に対する人権教育の実施（第7部参照）政府から独立した人権救済機関設立も勧告された。

13 . これらの最終見解にあげられた項目は、拷問等禁止条約の規定と密接に関連するものであり、拷問禁止委員会の審査においても、これらの見解に対して日本政府がどのように対応したか、あるいは対応していないかという観点から厳格な審査を行うことを求める。

14 .(5) 過剰収容を解消し、刑事施設における処遇を改善すること（第2部）

15 . 国際的にみて強い懸念の対象であった日本の刑事施設における処遇に関しては、一定の進展があった。法務省が約100年ぶりに監獄法を改正し、拷問に使用されていた革手錠が廃止され、外部交通の範囲が拡大された。また、弁護士と医師を含む市民参加の刑事施設視察委員会と不服申立てについての外部委員を入れた「刑事施設の被収容者の不服審査に関する調査検討会」が設置され、それぞれ活動を開始している。この度の立法には

日弁連の意見が少なからず反映されたといえる。不十分な医療体制や長期の独居拘禁など深刻な問題は残っているが、政府の姿勢が変化し、問題を日弁連やNGOと共有することができるようになったことは特筆すべきである。

16.(6)長期の警察拘禁を可能とする代用監獄制度を廃止し、取調べの透明化のための録画・録音を制度化し、警察留置場における独立の人権救済制度を設けるべきこと(第3部)

17.日本において拷問等禁止条約を実施する上での最大の障害は、長期の警察拘禁と、透明性のない取調べであることは明らかである。被疑者は逮捕後72時間以内に勾留裁判を受けるが、勾留決定後も98パーセント以上が警察留置場に拘禁されている(代用監獄制度と呼ばれている)。

18.さらに、拘禁されている全期間にわたって、早朝から深夜に至るまでに取調べを行うことが可能であり、一部の否認事件では暴力や精神的な脅迫を伴う取調べがなされていることが報告されている。

19.20日以上にわたる、警察の取調べの継続を可能とする代用監獄制度は、日弁連の強い反対にもかかわらず、存続されている。また取調べの全過程の録画・録音の要求についても、実現していない。ようやく2006年5月に、検察庁が、重大事件の検察官取調べのごく一部について、一部地方検察庁でかつ裁量的に録画・録音する試験実施をする方針を公表したが、その対象範囲は極めて限定的である上、警察での取調べが含まれない、捜査機関の都合のよい部分のみが録画・録音されて、かえって裁判所の判断を誤らせる危険性があるなどの問題がある。2007年6月までに施行される法改正によって、各県に一つずつ留置施設視察委員会が設置される予定となっているが、警察内部の人権侵害に対する効果的な救済機関は設置されていない。起訴前の保釈制度は存在しない。

20.(7)死刑の言渡しを減少させ、非人道的な死刑制度を改めること(第4部)

21.死刑執行に当たって事前に告知がなく、処刑の当日朝に告知される扱いは、著しく非人道的である。死刑確定者は原則として独居処遇とされており、他の被拘禁者との接触を断たれている。

国際人権(自由権)規約委員会は前記最終見解においては、「日本が死刑の廃止に向けた措置を講ずること」を勧告している。ところが近年、死刑が言い渡される件数が激増しており、裁判の厳罰傾向が強まっている。日弁連は国民的合意が成立するまでの間の死刑の執行停止を求めている。近年の日本では、明らかに死刑判決が多用されており、死刑適用は極めて限定的になされているという政府報告書は誤っている。

22.(8)外国人収容施設における処遇を改善し、条約第3条に適合するように難民認定制度を改善すること(第5部)

(a) 入管収容施設

23 . 入国管理局の外国人収容施設内での暴力や虐待、セクシャル・ハラスメント、適切な医療措置にアクセスできないことなどについて、報告が絶えない。

24 . 入国管理局職員による人権侵害に対する申立てができる独立した機関は設置されていない。現行の出入国管理及び難民認定法においては、「退去強制令書」が発付された後の収容期間の上限の定めがなく、無期限・長期収容の状態におかれる事例がある。「退去強制令書」発付後の収容の要件の明確化、収容期間の上限の基準化などの改善がなされるべきである。

(b) 難民関係

25 . 条約第3条は、「拷問をうける危険」のある他の国にいかなる人をも送還し又は引き渡してはならないと規定している(ノン・ルフールマン(送還の禁止)原則)。この原則を実現するためには、難民認定審査手続において、条約第3条の基準をも保護の基準として採用するとともに、異議申出審査を法務大臣以外の独立した審査機関が行うこととするなどの、より公正な制度とするための改善をしなければならない。

26 . (9) 子どもに対する施設処遇を例外的なものとする原則を確認し、子どもの権利オンブズマン制度を設置すること(第6部)

27 . 1998年及び2004年に、子どもの権利条約の実施状況に関する日本政府報告書審査をふまえ子どもの権利委員会が採択した、日本政府に対する最終見解を尊重し、低年齢の少年に対して刑事責任を問い、施設収容を進めようとする法制度を見直し、撤回すべきである。また、子どもに対する施設処遇に問題のあるときに、その不服を取り扱う子どもの権利オンブズマン制度を設置すべきである。

28 . (10) 警察官・入国警備官と裁判官に対する実践的で効果的な人権教育を行うべきであること(第7部)

29 . 刑務官に対する人権教育は法律によって義務づけられ、現実にも広範に実施されるようになったが、警察官・入国警備官等に対する人権教育は十分に実施されていない。

30 . また、裁判官に対する人権教育は全裁判官を対象とするものとなっておらず、また内容も講義が中心であり、実践的な形式になっていない。

第2部 刑事施設における拘禁

第1章 総論

3 1 .

1 行刑改革会議の提言にもとづく法務省矯正局の行刑制度改革についての積極的な姿勢を歓迎し、このような姿勢をより発展させることを求める。

1 名古屋刑務所事件 - 現代日本における拷問の発覚 -

3 2 . 政府報告書にも記載されているが、2002年10月に刑務官による複数の受刑者に対する虐待死傷事件である名古屋刑務所事件が明らかになった。この事件の被害者の中には弁護士会に人権救済の申立て中だったものもあり、このような申立てを取り下げるよう強制され、これを拒否したために暴行を加えられている。したがって、この暴行は明確な目的性を備えており、単なる虐待ではなく、拷問等禁止条約に定める拷問に該当すると考えられる。この受刑者に対する人権侵害事件は、2名の死者と1名の重傷者に関して、複数の刑務官が特別公務員暴行陵虐致死傷事件で起訴されるに至っている。この事件については既に数人の有罪判決、ひとつの損害賠償請求認容判決が下されているが、刑事事件・国家賠償請求事件にはなお継続中のものもある。

2 名古屋刑務所事件は広範な人権侵害の氷山の一角

3 3 . この事件は、広範に存在していた革手錠の使用による受刑者の死傷事件の氷山の一角と言うべき事件であった。日弁連は事件後、「刑務所・拘置所110番」調査を実施した。この調査によっても、革手錠と保護室を使用した残酷な人権侵害が全国に広がっていたことが裏付けられた。

3 4 . 2003年3月には衆議院法務委員会の要求によって過去10年間の約1,600名の死亡被収容者の死亡帳が国会に提出された。この死亡例の中にも、保護室・革手錠に関連した死亡事案や十分な医療措置がとられていない疑いのある事件が多数認められるに及んだ。

3 法務大臣による行刑改革会議の発足と日弁連の支援

3 5 . このような問題が明らかになったことを受けて、法務省は2003年4月に行刑制度の全体的な改革をする方針を明らかにした上で、行刑改革会議を設置した。

3 6 . 日弁連は、これまでも国際人権法の水準に合致した監獄法の全面改正を求めてきたが、この行刑改革会議の委員に就任した元日弁連会長を支援するなど全面的に協力した。

37．日弁連は、2003年5月の総会決議において、次のような改善を要望した。

「法務省から独立した人権救済機関を設置するとともに、上部機関に直接届く日常的苦情処理体制を整備する。

面会・信書の発受の制限を緩和し、電話の利用など受刑者等の外部交通を広く認める。とりわけ不服申立ての相談・調査に関与する者には立会のない面会、検閲のない信書の発受を保障する。

拷問等禁止条約の選択議定書を批准する。

刑務所・拘置所における医療制度の改善のため、緊急に医師の確保と予算措置を講ずるとともに、医療部門の所管を法務省から厚生労働省に移管する。

刑務官に対する人権教育を徹底する。また、過剰収容に対応するためにも、施設の充実と刑務官の抜本的増員により、刑務官の負担の軽減を図る。」

38．名古屋刑務所事件の反省を通じて、法務省矯正局と弁護士会の間に一定の信頼関係が生まれ、2003年12月の行刑改革会議の提言は、日弁連も前向きに評価できる内容のものとなった。

4 日弁連も賛成した新受刑者処遇法（2005年新法）の制定

39．行刑改革会議の提言（以下「提言」という。）は、受刑者処遇の基本的なあり方として、受刑者の人間性の尊重、自発的で自律的に改善更生の意欲を持たせるための処遇を求めている。

40．提言は行刑改革によって、受刑者の人権を保障し、これにかかわる刑務官の労働条件を向上させることは、受刑者の社会復帰と更生の実をあげることによって犯罪発生の減少にも貢献し、ひいては国民全体の利益につながると述べている。

41．また、拷問等禁止条約の選択議定書の批准及び医療の独立性の要求は認められなかったが、刑事施設視察委員会の設置、外部交通の範囲の拡大、刑務官に対する人権教育の法定など、日弁連の求めたいいくつかの重要な改善方策が盛り込まれた。

42．この提言に沿う方向での法改正に法務省と日弁連が力を合わせた結果、2005年5月18日、新受刑者処遇法（以下「2005年新法」という。）が国会で成立し、約100年ぶりの監獄法改正として実現するに至った。

5 実態は変わっていない、しかし改善の方向性は明確となった

43．この新しい法律は2006年5月24日に施行されたばかりであり、施設の実態はほとんど変わっていない。しかし、尊い生命の犠牲の上でのことではあったが改善の方向は明確となったといえるし、改善のために法務省と弁護士会の間に協力していく体制ができてきつつあることは極めて重要である。

44. 拷問禁止委員会は、このような改善の方向を率直に評価し、さらに法務省が日弁連や人権団体と協力して、刑務所における人権状況を不断にチェックし、改善を積み重ねていけるよう、これを強く励まし、これをより発展させるような意見を述べていただきたい。

第2章 各論

1 第2条第1項関係

(1) 刑事施設視察委員会の新設

45.

1 刑事施設視察委員会の委員は、接見禁止中の未決被拘禁者を含めてすべての被拘禁者と、立会なしに自由に面接することができるものとしなければならない。

2 刑事施設視察委員会の委員には、真に「刑事施設の運営の改善向上に熱意を有する」者が選任されるようにしなければならない。

3 刑事施設視察委員会の意見について、法務当局は実行可能な限り最大限尊重しなければならない。

46. 刑事施設視察委員会は、2005年新法の最大の成果というべきものである（同法第7条以下）。委員会は、刑事施設ごとに設置されるため、刑務所のみならず拘置所の未決拘禁者・死刑確定者も新制度の利用が可能となった。

47. 委員会は、個別事案の救済を目的とした制度ではないが、行刑改革会議提言に基づいて、施設運営の透明性を高め、暴行事案等の再発を防ぎ、かつ施設運営の改善に資するべく、設けられた制度である。委員は「人格識見が高く、かつ、刑事施設の運営の改善向上に熱意を有する者」の中から法務大臣が任命する非常勤国家公務員で、定員は10人以下とされているが（第8条第1項）施設の規模に応じて4人以上10人以下となっている。

48. 委員会による調査を実効性あるものとするため、法律上、被収容者は、委員と職員との立会いなく面接することが可能で、また、視察委員会宛の書面は一切検閲されない（第9条第4項）。各施設には「提案箱」が設置され、被収容者は信書による以外に視察委員会宛の提案等を行うことができ、この提案箱の鍵は視察委員会しか開けることができない。

49. このようにして視察等を行った結果を踏まえ、委員会は、少なくとも年に1回以上、施設運営に関する意見を刑事施設の長に対して述べ（第7条第2項）、法務大臣は、毎年、委員会が刑事施設の長に対して述べた意見及びこれを受けて刑事施設の長が講じた措置の内容を取りまとめ、その概要を公表するものとされている（第10条）。

50．各委員会には必ず1名以上の弁護士会推薦の弁護士委員が選任され、地元医師会推薦の医師、地元自治体の職員が選任される仕組みになっている。そのほかには、刑事法や憲法など大学の研究者が選任されている例も僅かにみられるが、町内会や防犯協会、警察署協議会、社会福祉協議会などからの人選が多くみられる。こうした組織からの委員の中には、委員会の制度趣旨について十分な理解をもたず、被収容者との面接すら拒む委員もいる。「人格識見が高く、かつ、刑事施設の運営の改善向上に熱意を有する者」とする要件を満たさない実態も一部では生じている。こうした現象は、委員の出身母体の選定がもっぱら当該刑事施設に委ねられているため、今後は、委員任命過程の透明性をはかり、より適切な人材が任命されるようなシステムを構築する必要がある。

2 13条関係（政府報告書パラグラフ115・116）

(1) 不服申立制度

51．

1 不服審査について刑務所の運営から独立した「刑事施設の被収容者の不服審査に関する調査検討会」が設置されたことを歓迎し、この委員会に法的な独立性を保障し、調査を担当するスタッフなどの事務局機能を付与することを求める。

2 政府から真に独立した人権委員会制度を含み、人権侵害のおそれのあるようなメディア規制条項を含まない人権擁護法案の制定を求める。

3 不服申立てにおける弁護士代理を認めるべきである。

4 不服申立てにおける30日という厳しい期間制限を見直すべきである。

(2) 2005年新法における不服申立制度

52．旧監獄法下では、被収容者が不服の申立てを行う手段は極めて不十分であったが、2005年新法では不服申立て制度が新設された。すなわち、施設長の措置に不服がある場合の審査の申請（第112条以下）、職員による違法な有形力行使や戒具・保護室収容に対する事実の申告（第118条以下）、及び苦情の申出（第121条以下）である。

53．審査の申請と事実の申告は矯正管区長に対して行い、その処理結果に不服がある場合には、法務大臣に対する再審査の申請ないし事実の申告を行うことができる。

(3) 不服検討会の設置とその問題点

54．法務大臣は、これらの申請や申告を棄却しようとする場合には、「刑事施設の被収容者の不服審査に関する調査検討会」（略称「不服検討会」）に諮問を行い、不服検討会の提言を最大限尊重して事案の処理を行うものとされている。

55．不服検討会は、行刑改革会議提言に基づき、法務省から独立性のある人権救済機関

が設置されるまでの「暫定的かつ事実上の措置」として、2006年1月に設置されたもので、委員は5名であり、2005年新法施行前から、既に活動を開始している。

56．それによると、同年7月までに204件の審査を行い、うち11件が再調査、3件は申立てに理由があり採択されるべきとの意見が出され、一定の成果を挙げている。

57．ただし、不服検討会には専従の事務局スタッフがおらず、法務大臣官房秘書課の職員が事務局を兼ねている。このため、不服検討会がみずから事実に関する調査を行うことは事実上不可能な状態であり、採択されたケースはすべて、事実関係に争いのない、信書の発信制限に関するものである。日弁連は、弁護士なども参加した、法務省から独立した事務局態勢を確立するよう求めたが、受け入れられなかった。

(4) 制度改革の必要な点

58．また、日弁連の主張にもかかわらず、一連の不服申立て手続において、弁護士等の第三者を代理人とすることは認められておらず、受刑者はみずから不服申立て手続を行わなければならない。

59．不服申立てまでの期間も30日に制限されており、外部の家族、友人、専門家と相談する時間が保障されていない。期間制限を認めるとしても、その期間はより長期のものにしなければならない。

今後は、不服審査の制度目的を争訟するに足る体制が整備される必要がある。

(5) 人権擁護法案と人権委員会の未成立

60．国内人権機関（人権委員会）の設立を目的とした「人権擁護法案」は内閣提出の法案として数度国会に提出されたが、人権委員会が法務省の外局に設置されることに批判が強まった。刑務所や入管施設など人権侵害の指摘される多数の機関を管轄する法務省に置かれた人権委員会には国家権力からの独立性が欠如しているのではないかと指摘されたのである。

61．この法案に対しては、独立性の欠如を指摘する反対の声だけでなく、次のような反対の声にも直面した。

62．人権委員会がマスメディアによる人権侵害を特別の救済対象としようとしたことから、表現、報道、取材の自由を侵害するとして報道機関から反対の声が強く示された。政府はマスメディア規制の凍結を約束したが、当該条項の削除には応じなかった。

63．さらに、政権与党内の民族主義的な政治家たちから、この制度の下で、人権委員に外国人が就任できることが攻撃され、また、外国人やマイノリティに対する人種差別的な

言論に対して、人権委員会が調査勧告できることについても、政治活動の自由を制約するものとされた。

64．結局、この法案は与野党の反対の下に成立には至っておらず、成立のめどが立たない状況である。

65．日弁連は、政府から真に独立し、人権侵害のおそれのあるようなメディア規制条項を含まない人権擁護法案の制定を求めて活動を継続している。

3 第16条関係

(1) 拘束具と保護室（政府報告書パラグラフ150～152への反論）

66．

1 多くの人権侵害事件を引き起こした革手錠が廃止されたことを歓迎し、これに代わるものとして導入された第二種手錠や金属手錠が新たな人権侵害を引き起こさないよう、適切に使用されることを求める。

2 保護室収容の期限の上限を定めると共に、医師が定期的に実情を視察し、診察した上で保護室収容を認めることを要件とすることを求める。

(a) 革手錠の廃止と新たな拘束具の登場

67．革手錠は、拷問道具的に使用され、数々の人権侵害を引き起こしてきた。1998年には国際人権（自由権）規約委員会から「革手錠等、残虐かつ非人道的取扱いとなり得る保護措置の頻繁な使用」に対して懸念が示されていた。2003年、名古屋刑務所における受刑者死傷事件が明らかとなり、監獄法改正の引き金となったが、このうち、2003年9月に名古屋刑務所で受刑者が負傷したケースは、受刑者が弁護士会に人権救済申立てを行ったことに対する報復として革手錠がきつく締められた事案であり、明らかに拷問である。

68．革手錠は、2004年9月末日をもって漸く廃止された。これ自体は歓迎すべきことである。代わって、新たに導入された「第二種手錠」は、両腕を腕輪で覆い、二つの腕輪を板で連結する形状となっている。ところがこの手錠は、体の前で使用すると、両腕を上げ下げすることが可能なため、しばしば、両手を背中にまわした状態で使用される。その場合は、使用が長時間に及ぶと著しい苦痛を生むが、法令上、手錠を使用できる時間には制限が設けられていない。したがって、今後も使用に対するより厳格な規制と厳重な監視が必要である。

(b) 金属手錠

69．第一種手錠と呼ばれる金属手錠は、2005年新法第55条により、受刑者を護送する場合もしくは逃走、自身を傷つけ、または他人に危害を加える、刑事施設の設備等を損壊するようなおそれがある場合に使用が認められる。

しかし、実際には、以下に示すように、本来の目的から逸脱した使用が行われている。

70．2006年3月には、加古川刑務所（兵庫県）の受刑者が、外部の病院で入院中に診察を受ける際、ロープをつないだ手錠を足にかけられていたことが判明した。これは、所長の指示によるもので、看守がロープの端を手を持っていた。

71．また、2005年5月には、東京拘置所で勾留中の女性被告人が、出産のため、外部の東京警察病院に入院したが、入院中は一方の手首に手錠をかけられ、その手錠はロープでベッドに結び付けられていた。

72．金属手錠のこれらの使用方法は非人道的なものであり、金属手錠の使用も、第二種手錠と同様に厳しく規制され監視される必要がある。

(c) 保護室

73．保護室収容への収容を繰り返すうちに衰弱して死亡した事例が相当数あることは死亡帳調査班の報告書にも見られるところであり、日弁連としては、その長期間の限定を求めてきた。2005年新法は原則72時間とし、48時間ごとの更新を定めるが更新回数の制限はなく、保護室使用期間の上限を定めていない。

74．もちろん、規律秩序の一般原則である比例原則の規定が適用される上、事柄の性質にかんがみ、必要性がなくなったときの中止義務は規定されている。また、法律上の措置ではないが、保護室収容中の状況をビデオ録画することとされた。

75．また保護室収容に際しては、医師の意見を聴取することにはなっているが、医師が診察を経た上で意見を述べることになっていない。

76．保護室における人権侵害をなくすため、収容期限の上限を定めると共に、その運用に当たって十分な配慮をし、医師が定期的に実情を視察し、診察した上で保護室収容を認めることを要件とすることを求める。

(2) 処遇上の独居拘禁（政府報告書パラグラフ155）

77．

1 受刑者の処遇区分を用いて、隔離収容の要件のない受刑者を隔離収容する脱法的実務慣行を改めることを求める。

2 非常に長期にわたり独居拘禁にされている受刑者らに対して、専門的な精神医学的、心理学的なアプローチを行い、独居拘禁状態から通常の処遇体制への移行を行うべきである。

(a) 法の規定によらない隔離

78．長期にわたる昼夜間独居処遇は、重大な人権侵害として内外からの批判にさらされてきた。1998年の国際人権（自由権）規約委員会の最終見解では「頻繁な独居拘禁の使用を含む厳しい懲罰の使用」に対する懸念が示された。こうした批判を受け、2005年新法では、第53条第1項により、「他の被収容者と接触することにより刑事施設の規律及び秩序を害するおそれがあるとき」「他の被収容者から危害を加えられるおそれがあり、これを避けるために他に方法がないとき」という受刑者の隔離（昼夜間独居処遇）の要件が厳しく定められ、また、この処分に対する不服申立ても可能となった。

79．ところが、2005年新法施行後も、この条文に基づかない昼夜間独居拘禁が、広く行われていることが判明した。すなわち、受刑者を4つの制限区分に分類し、このうち第4種の者については、特に必要がある場合を除いて居室棟内で処遇するものとされた。運動と入浴は他の受刑者と一緒に実施される点と、1か月に1度以上（実際には1か月に1度だけ）他の受刑者と接触する機会が与えられる点を除いて、隔離とまったく異ならない状態である。このような処遇方法は、法によって定められた隔離収容と、ほぼ同様の隔離状態を、同法の規定によらずに実施するものであり、明らかに違法であり、早急な改善が必要である。

(b) 極めて長期にわたる隔離処遇

80．2005年新法により隔離処遇は原則として3か月以内とされているが、更新回数に制限がない。したがって、極端に長期にわたる隔離は、現在も続いている。

81．2005年新法施行以前の2005年11月時点での調査では、10年以上にわたり隔離処遇を受け続けている受刑者は30人おり、その多くが無期懲役受刑者である（表1）。ある無期懲役受刑者は、50年11か月の受刑生活のうち、42年を独居で過ごしている。また、刑務所に入って以来、一回も隔離処遇を解かれたことがない者も2名いる。2005年11月1日時点で全国に1452人いる無期懲役受刑者のうち8.61%にあたる125人が隔離処遇を受けている。

82．こうした長期にわたる隔離処遇は非人道的処遇であり、受刑者の心身に極めて深刻な害悪をもたらすことは明らかである。

(表1)

10年以上の昼夜独居者の推移		2005年11月1日現在			
受刑者(仮名)	執行刑期	長さ 順位	昼夜間独居の通 算期間	執行済刑期	工場 出役 回数
北九州医療A	無期懲役	1	42年00月	50年11月	9
旭川A	無期懲役	2	41年06月	45年06月	2
北九州医療B	無期懲役	3	39年08月	49年08月	0
旭川B	無期懲役	4	38年07月	44年05月	9
広島A	無期懲役	5	27年01月	52年06月	3
大阪A	無期懲役	6	26年08月	36年07月	6
岐阜A	無期懲役	7	26年00月	35年11月	7
北九州医療C	無期懲役	8	25年05月	40年05月	0
徳島A	無期懲役	9	25年00月	28年08月	29
岐阜B	無期懲役	10	24年10月	28年03月	2
宮城A	無期懲役	11	23年11月	38年09月	1
岐阜C	無期懲役	11	23年11月	34年01月	5
北九州医療E	無期懲役	13	23年06月	35年11月	37
宮城B	無期懲役	14	21年07月	33年08月	16
旭川C	無期懲役	15	20年03月	42年03月	25
北九州医療D	無期懲役	16	19年08月	20年01月	3
北九州医療I	無期懲役	17	18年05月	27年08月	3
北九州医療F	無期懲役	18	17年01月	32年04月	8
宮城C	無期懲役	19	16年01月	22年09月	2
北九州医療G	無期懲役	20	15年09月	39年01月	4
宮城D	無期懲役	21	15年03月	29年05月	8
北九州医療H	無期懲役	22	15年02月	19年00月	13
岐阜E	20年08月	23	14年01月	14年05月	1
岐阜D	20年00月	24	13年07月	13年07月	0
宮城E	無期懲役	25	13年05月	34年05月	1
宮城F	無期懲役	26	13年04月	30年04月	9
岐阜F	無期懲役	26	13年04月	20年11月	0
府中A	17年00月	28	13年01月	13年06月	7
徳島B	無期懲役	29	10年06月	10年06月	0

宮城G	無期懲役	30	10年00月	19年07月	1
-----	------	----	--------	--------	---

(3) 保健・衛生・医療

83.

- 1 医師、医療職員の不足から来る刑務所医療の不十分な体制を抜本的に見直し、刑務所の保安体制から独立した、適切な時期に適切な医療が確実に実施される医療体制を早期に確立することを求める。
- 2 閉居罰中に1週間に1回しか運動入浴を認めない実務運用を改め、運動入浴の回数を増やすべきである。
- 3 受刑者に通常の髪型の自由を認めることを求める。

(a) 保健・衛生・医療の原則の確立

84. 2005年新法によって、受刑者に対しては、社会一般の保健衛生及び医療の水準に照らし適切な保健衛生上及び医療上の措置を講ずるものとされた(第33条)。そして、受刑者には、休日を除き、毎日できる限り戸外で運動を行う機会が与えるものとされた(第34条)。また、受刑者には、保健衛生上適切な入浴を行わせることとされた(第36条)。これらの原則規定は、従来の実務を改善しようとするものである。

(b) 運動・入浴

85. 一方、2005年新法第107条により、閉居罰を科されている受刑者は、その健康の保持に支障を生じない限度において、運動を制限するものとされている。そして、2005年新法の施行規則は、閉居罰中の運動は一週間に1回以上、入浴も同様に一週間に1回以上と定めている。しかし、一週間に1度の運動は、被拘禁者処置最低基準規則第21(1)に明らかに違反している。また、夏季や梅雨季には湿度が高く、また空調設備もない日本の刑務所において、1週間に一度の入浴も少な過ぎるといえる。

86. さらに、最近では、ある受刑者に対し、医療上の理由を根拠に、約9か月間、殆ど入浴をさせなかった事例が判明している。新潟刑務所のある受刑者は、腰痛のため刑務作業に従事できなくなったが、刑務所は、医師の許可があった8回を除いて、2003年12月から2004年9月までの278日間、入浴を禁止した。この間、受刑者は下着をつけたまま身体を拭くことしか許されず、洗髪はできなかった。また、戸外運動も2003年9月から2005年3月までの450日間、禁止された。新潟刑務所は「下着は毎日交換し、清潔には配慮した」と主張している。旧法下のケースではあるが、医療上必要な理由として、適切な衛生措置が採られないということは、背理である。

(c) 不十分な医療

87. 刑事施設における医療の不十分さは、行刑改革会議提言においても、明確に指摘された。そのポイントは、医師の不足と、医療の質の不十分さ、保安部門の医療への介入、そして医療における透明性の欠如である。2006年8月現在、全国に74ある刑事施設のうち、18施設で医師が定員を下回り、7施設では医師が全くいない。加えて、医療費予算が非常に限られているため、必要な医療を供給する体制が全く整っていない。

88. とくに、絶対的な医師不足から、受刑者が医師の診察を受けようとしても、診察を受けることすら難しく、かつ、診察が行われても医師が適切な対応を怠ることにより、深刻な医療過誤が起きている。

89. 旭川刑務所では、1993年2月頃、男性受刑者が脊椎カリエスの初期症状である胸や腰の痛みを訴えたが診察も治療も受け入れられなかった。その後、痛みが増大して、刑務所内の病舎への入退院を繰り返したが、病状は悪化した。8月には結核亨髄膜炎を発症し、刑務所外の病院で治療を受けたが、下半身麻痺などの後遺症が残った。これに対して前橋地方裁判所は、2006年10月、刑務所の医師の過失を認めて国に損害賠償を命じた。

90. 佐賀少年刑務所では、2004年4月、男性受刑者が下血したため診察を求めたが、受け入れられなかった。出所直前の2006年1月、初めて刑務所の医師による診察を受けたが、触診のみで痔症と診断された。しかし、その翌月、出所した男性が外部の病院で検査を受けたところ、かなり進行した大腸がんと診断され、リンパにも転移していた。男性は国に対して損害賠償請求訴訟を提起している。

(d) 髪型

91. 受刑者の髪型は、通達により、厳しく定められている。男性受刑者の場合、釈放が近い受刑者など特別な場合を除き、原型刈りと呼ばれる坊主刈りにしなければならない。このように髪型に対する厳しい規制の理由について、法務省は、衛生上の理由とともに次のように説明する。すなわち、受刑者に自由な髪型を許すと、奇抜な髪型をして他の受刑者を威圧するような者が出てくる、というのである。そこで、剃髪を拒否するものは他の受刑者から隔離されるのが通常である。

92. しかし、髪型の自由は、個人の尊厳に由来するものであり、このような過度の規制は非人道的である。

(4) 過剰収容

93.

全ての建設的な処遇の基盤を破壊する過剰収容の状態を解消するために、薬物犯罪者に対する拘禁刑以外のプログラムの導入、宣告刑の見直し、仮釈放制度の拡充、社会内処遇制度の抜本的な導入など、あらゆる司法・行政上の措置を講ずることを求める。

94．日本の刑事施設における過剰収容は、非常に深刻な状態にある。定員が6名の部屋に9名を収容したり、僅か5平方メートル程度の単独室に2名の受刑者を収容することはもはや常態化しており、受刑者のストレスはいまや極限にしている。

95．神戸刑務所では、過剰収容による受刑者死亡事件が発生した。2006年5月3日の深夜、単独室に収容されていた50代の受刑者が、同じ部屋の、やはり50代の受刑者から暴行を受けた。看守は被害者の怪我の様子を確認したが、医師の診察は受けさせなかった。しかし翌朝、被害者は瞳孔が開き意識を失った状態で発見され、外部の病院に運ばれたが、その日に死亡した。

96．これは、非人道的な過剰収容に加えて矯正医療の問題点をも浮き彫りにしている、悲惨なケースである。

(5) 女性被収容者

97．

- 1 女性を収容する区画を、男性刑務官が単独で巡回すること、及び、夜間は複数であっても男性刑務官が巡回することを法規で禁止すること。
- 2 女性刑務官の数を抜本的に増員すること。

98．2005年新法は、女性被収容者の身体検査を行う刑務官は、原則として女性でなければならないこと、女性刑務官が行えない場合には、男性刑務官が女性職員を指揮して行うことができるとしている（第16条第2項、第52条第2項）。しかし、それ以外の場面について、男性刑務官による女性被収容者の処遇を禁じる規定はない。したがって、女性を収容する区画を、男性刑務官が巡回視察することが、昼夜を問わず行われている。これは、被拘禁者処遇最低基準規則第53に明らかに違反する。

99．現実に、日本の刑事施設では、男性刑務官による女性の虐待事件が後を絶たない。

100．2004年4月には、千葉刑務所木更津拘置支所の男性刑務官が、女性被告人の房に入って抱き合ったり、裸を見せ合ったりしたとして懲戒免職処分を受けた。また、2004年6月には、名古屋刑務所豊橋刑務支所の男性刑務官が、勾留されていた女性被告人と性的関係を持ったとして、特別公務員暴行陵虐の容疑で逮捕された。この刑務官に対しては、2005年1月、名古屋地方裁判所によって懲役3年の実刑判決が下されている。

101 . 女性被収容者に対する虐待を防止するための人権教育はもとより、女性刑務官を抜本的に増員することが急務となっている。

第3部 警察留置場

第1章 総論

いわゆる代用監獄について（政府報告書パラグラフ139 - 143への反論）

102 .

1 1998年国際人権（自由権）規約委員会の代用監獄に関する勧告の完全実施を日本政府に求める。

2 2006年に成立した未決拘禁法の国会における附帯決議に従い、日本政府に対し取調べを含む捜査の在り方に加え、代用刑事施設の在り方についても、刑事手続全体との関連の中で、検討を行うよう求める。

103 . 日弁連は、すでに30年以上に渡り、代用監獄制度の廃止を日本政府に求め、国内外において活動してきた。

104 . 国際人権（自由権）規約委員会は、国際人権（自由権）規約の実施状況に関する日本政府の第3回定期報告書の審査（1993年）及び第4回定期報告書の審査（1998年）に際し、「代用監獄」問題の解消を含む最終見解を発表している。

105 . 1998年の最終見解は、次のとおり述べている。「委員会は、代用監獄制度が、捜査を担当しない警察の部局の管理下にあるものの、分離された当局の管理下でないことに懸念を有する。これは、規約第9条及び第14条に基づく被拘禁者の権利について侵害の機会を増加させる可能性がある。委員会は、代用監獄制度が規約のすべての要請に合致されるべきとした日本の第3回報告の検討後に発せられたその勧告を再度表明する。」

106 . この「代用監獄」とは、日本独特の制度であり、逮捕した被疑者を勾留のために裁判所に引致した後にも、警察の留置場を「監獄」の代用として利用し、被疑者を警察の留置場に留め置くという制度である。これは、1908年に制定された監獄法第1条第3項の「警察官署ニ附属スル留置場ハ之ヲ監獄ニ代用スルコトヲ得」との規定によって、警察の留置場を「監獄」の「代用」として用いることができるとされていたことに基づく。

107 . この監獄法は、2005年新法により改正され、「監獄」は「刑事施設」と称されることになり、法文上は、「監獄」という用語も、従って「代用監獄」という用語も消滅した。2006年6月には、2005年新法に未決拘禁者に関する規定を加えた、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」が成立した（以下、2006年新法という）。2006年新法には、監獄法第1条第3項と同趣旨の規定（第14条、第15条）が置かれ、警察の留置場を刑事施設の代用として利用することを認めている。すなわち制度としての「代用監獄」自体は廃止されておらず、法律上の名称を変えて「代用刑事施設」として存続することとなっており、実質には全く変わりがない。

108. しかし、この立法に当たって、未決拘禁者の処遇等に関する有識者会議の2006年2月提言において、「代用刑事施設制度は将来的には廃止すべきとする強い意見もあることや、刑事司法制度全体が大きな変革の時代を迎えていることなどを考えると、今後、刑事司法制度の在り方を検討する際には、取調べを含む捜査の在り方に加え、代用刑事施設の在り方についても、刑事手続全体との関連の中で、検討を怠ってはならないと考える。」とされ、国会の附帯決議でも同趣旨がうたわれており、代用監獄廃止は将来の課題として残されている。

109. 「代用監獄」は、国際人権（自由権）規約委員会の度重なる勧告にもかかわらず、今もなお、存続している。そして、いまや、98.3%という大多数の被勾留者が、法務省所管の拘置所でなく、その「代用」である警察留置場に収容されている。この問題こそが、我が国における拷問等禁止条約の実施に係る最大の課題であることは疑いがない。

第2章 各論

1 第11条関係 尋問規則に関する体系的検討

(1) 刑事司法

(a) 尋問に係る規則等（政府報告書パラグラフ76・77）

110.

1 取調べの過程の透明性を確保するため、取調べのすべての過程について、録画・録を実施し、これを刑事裁判において利用可能とするシステムを早急に導入することを求める。

ア 政府報告書の説明

111. 日本政府は、拷問等禁止条約第10条に関連し、警察、検察官等の公務員には、「逮捕され、抑留され又は拘禁される者等に対し暴行を加えるなどした公務員に対しては、...厳正な懲戒処分が行われる」(政府報告書パラグラフ55)などとし、犯罪捜査規範等の規定を挙げ、拷問等の禁止について、十分な指導・教育をしている旨を報告している。

112. また、同第11条に関連し、やはり犯罪捜査規範を挙げるなどして、「尋問に係る規則...については、各関係機関において、随時体系的な検討を行っており、必要に応じ関連する規則の改正を行っている」と報告している。

イ 取調べが適切に行われていることの検証手段がない

113. しかし、日本における身体拘束下の被疑者取調べは、録画・録音もなされず、弁護人の立会いもない完全な密室で行われているため、取調べが適正に行われているかどうかを事後的に検証する手段がない。その意味で、日本政府が報告するような指導・教育や規則の遵守が、捜査の現場で、実際に徹底されているなどとは到底言えない。実際には、取調べが完全な密室で行われていることを利用して、被疑者が、取調官から、脅迫や利益誘導等の精神的な拷問を受けて自白強要をされたり、暴行、わいせつ行為などの肉体的拷問を受けるなどしたとの報告が後を絶たない。例えば、2005年には、滋賀県、大阪府、東京都などで、取調べ中の警察官が、被疑者に暴行を振るったり、女性被疑者に、わいせつ行為に及んだとの報告がなされている。また、検察官が、取調べ中、被疑者に対し「殺すぞ」などとの暴言を言ったとして、自白の任意性が否定された例なども報告されている。

114. そもそも、日本の被疑者は、多くの場合、警察の留置場（代用監獄）に、1件につき最大23日間も拘束された上でほぼ連日のように取調べを受け（1人の被疑者に複数の事件がある場合は、最大23日間の勾留が何度も繰り返され、この期間は数ヶ月にも及ぶことがある）、1日の取調べの時間も、場合により10時間を超え、深夜に及ぶこともある。このような取調べそれ自体が、被疑者に多大な精神的苦痛を与える拷問と言えることは上に述べたとおりである。

ウ 日弁連の提案

115. このような密室での拷問的な取調べを防止するためには、取調べ全過程の録画・録音を実施することが、最も有効な手段であり、日弁連は、日本政府に対し、繰り返し、取調べの全過程を録画・録音する制度の導入を提言している。

エ 取調べの可視化を求めた国際人権（自由権）規約委員会の最終見解

116. 国際人権（自由権）規約委員会の最終見解は25項で捜査機関の取調べについて「刑事裁判における多数の有罪判決が自白に基づいてなされている」ことに深い懸念を表明し、「圧迫により自白が引き出される可能性を排除するため、「取調べが厳格に監視され、また電気的方法（日弁連注：録音テープなどを指す）により記録されることを強く勧告する。」としている。

オ 日弁連の提案に対する政府の対応

117. しかし、日本政府は、取調べの録画・録音を導入することは、被疑者の自白を獲得することが困難となり、真相解明の妨げになるなどとして、強く反対している。ようやく2006年5月に、検察庁が、重大事件の検察官取調べのごく一部について、一部地方検察庁でかつ裁量的に録画・録音の試験実施をする方針を公表したが、その対象範囲は極めて限定的である上、警察での取調べが含まれない、捜査機関の都合のよい部分のみが録画・録音されて、かえって裁判所の判断を誤らせる危険性があるなどの問題がある。この

ように、日本の捜査機関の取調べ適正化のための努力は極めて不十分であり、「尋問に係る規則...については、各関係機関において、随時体系的な検討を行っており、必要に応じ関連する規則の改正を行っている」としても、それが十分なものとは評価できないと言うべきである。取調べのすべての過程を録画・録音することが不可欠である。

(2) 身体の拘束及び取扱いに係る措置

留置場における監督指導（政府報告書パラグラフ79）

118 .

1 2007年から活動を開始する留置施設視察委員会について、弁護士会の推薦する弁護士をその委員に選任することを求める。

(a) 不十分な内部的巡視・査察制度

119 . 政府報告書では、指導的立場の警察官により、留置場の計画的な巡視が行われ、留置担当官の個別指導を行うなど、留置場の適正な管理運営の確保等に努めているとされているが、法律上の制度ではなく、しかも実効的な措置とはなっていない。

(b) 留置施設視察委員会

120 . 既に2005年新法により発足している刑事施設視察委員会と同様の委員会が、留置施設についても設置されることとなった。ただし、施設数が非常に多いので施設ごとではなく、各都道府県と方面本部ごとに設置するものとし、任命権者は公安委員会とされている。刑事施設視察委員会には、弁護士会の推薦した弁護士と医師会の推薦した医師が選任されている。このような第三者機関が設置されることは警察留置場における処遇、管理運営の透明性を高めるものであると評価できる。

121 . この制度は2007年6月から活動を開始する予定であるが、この委員会が実効性のあるものとなるかどうかは 真に「施設の運営の改善向上に熱意を有する者」として、弁護士会推薦の弁護士や医師会推薦の医師を含む適切な人選がなされるかどうかにかかっている。

122 . 報道された密室弊害事例（最近の例）

1	1996年	前橋地方 検察庁 (群馬 県)	前橋地検は2004年3月19日、交通事故を起こし、業務上過失傷害容疑で取り調べた女性に交際を申し込んだとして、50代の男性事務官を減給5%(1か月)の懲戒処分にした。事務官は既に辞表を提出している。事務官は以前にも、交通事故を起こした女性	2004年 3月19日 共同通信ニ ュース
---	-------	--------------------------	---	--------------------------------

			<p>を取り調べた際、食事に誘って断られ、上司から嚴重注意を受けた。次席検事は「職員としてあるまじき行為で残念だ」としている。地検によると、女性は1996年、乗用車でミニバイクに衝突し、男性に軽傷を負わせたとして、業務上過失傷害容疑で事務官の取調べを受けた。事務官は女性に好意を抱き、同年6月に起訴猶予処分を電話で伝えた際、「一度会ってくれませんか」と交際を申し込んだ。刑事処分に影響はなかったという。事務官と女性は2003年まで、年に数回会う程度の交際を続けた。事務官は2004年2月に「交際のことを新聞社に話す」との匿名の電話を受け、上司に相談して発覚した。</p>	
2	1999年 10月	大阪地方 検察庁特 捜部（大 阪府）	<p>経営破綻した旧幸福銀行の関連会社に総額93億円を不正に融資し同行に損害を与えたとして、商法違反（特別背任）などの罪に問われた元社長、元副社長両被告に対する大阪高裁による控訴審判決。検察官が作成した自白調書の任意性を否定したうえで、その他の証拠で犯罪事実が認定できるとして一審判決を支持。両被告の控訴棄却。取調検察官はいすの上に仁王立ちになって被告を迫りたりあらかじめワープロで書いた調書に署名を求め、内容の異議を認めなかったという。</p>	2005年 4月29日 朝日新聞
3	1999年 12月	多治見警 察署（岐 阜県）	<p>岐阜県瑞浪市の少年（当時18歳）が、1999年12月に恐喝容疑で逮捕されたのは、警察と検察の捜査が不十分だったためで不当だとして、国と岐阜県を相手取り、国家賠償を求めた訴訟で、岐阜地裁多治見支部は、2005年11月29日、多治見署に逮捕された少年は長時間の取調べを受け、自白を強要され、検察も警察の調べを信用して、岐阜家裁に送致したことについて、「恐喝されたとする少年の供述の信用性に疑いを抱くべき事情があったのに、検察官は証拠を過大に評価し、うその供述を見抜けなかった」などと指摘し、「警察での強引な捜査を認める証拠はないが、検察が警察に対して十分な</p>	2005年 11月30日 読売新聞 （2005 年11月2 9日岐阜地 裁多治見支 部判決）

			チェック機能を怠ったのは違法だ」として、国に対して70万円の支払いを命じた。	
4	2001年 3月	佐賀地方 検 察 庁 (佐 賀 県)	横浜地検は2005年12月28日、佐賀地検在籍時に、背任事件で逮捕された元佐賀市農協組合長(76)の取り調べで、「ぶっ殺す」などの暴言を吐いた横浜地検小田原支部の検事(40)を嚴重注意処分とした。同検事は同日付で辞職した。同検事は2001年3月18日、取調べ中の元組合長に対し、「ふざけるなこの野郎。ぶっ殺すぞ」などと脅し、調書を作成していた。この自白調書は公判では証拠不採用となり、1審で無罪。2005年9月の控訴審判決も1審判決を支持し、検察側の控訴を棄却し、無罪が確定した。記者会見した佐賀地検の壬生(みぶ)隆明次席検事は「検察官として極めて不適切な行為で、国民の信頼を失墜させた」と述べた。	2005年 12月29 日 各紙 (2005 年9月13 日福岡高裁 判決確定)
5	2001年 11月	御殿場警 察署(静 岡県)	「少年の供述には捜査官の誘導や暗示で言ったと認められる部分もある」「被害者の申告をうのみにし裏付け捜査を怠った」。2005年10月27日、地裁沼津支部であった少年10人による婦女暴行未遂事件の判決で、裁判所は裁判を通じて浮かび上がった捜査の問題点を指摘した。判決は、少年事件捜査の現場により一層の慎重さを求めた内容と言える。	2005年 11月1日 毎日新聞地 方版・静岡 (2005 年10月2 7日静岡地 裁沼津支部 判決)
6	2002年 11月	都島警察 署(大阪 府)	大阪府警枚方署での取調べ中に捜査員に暴行されたとして、同府枚方市内の50代の男性が同府を相手取り約310万円の損害賠償を求めた訴訟で、大阪地裁が暴行の事実を認定し、府に慰謝料など約33万円の支払いを命じる判決を出していたことが2005年10月20日、わかった。府は「暴行は存在しない」と主張したが、裁判所は「男性の供述は信用できる」と判断した。判決によると、男性は2002年11月5日、知人から盗難車を買った盗品等有償譲り受け容疑で枚方署に任意同行され、同署刑事課の巡查長と都島署刑事課の巡查部長による取調べ	2005年 10月21 日 朝日新聞

			を受けた。その際、巡査部長に背後から羽交い締めにされて首を絞められたため、上あごの義歯3本が折れた。府警監察室長は「判決文の内容を精査し、関係機関と協議した上で対応を決めたい」とのコメントを出した。	
7	2003年 4月	豊川警察署（愛知県）	愛知県豊川市で2002年7月、ゲームセンターの駐車場にとめたワゴン車内から男児が連れ去られ、約4キロ離れた三河湾で遺体で見つかった事件で、名古屋地裁は、殺人、未成年者略取の罪に問われた住所不定、元トラック運転手（38）に自白調書について検討した結果、任意性は認めたものの、「誘拐や殺害の状況、動機に関する自白には不合理な点が多い。捜査員に誘導された可能性を排斥できず、信用できない」などとした上で、無罪（求刑懲役18年）を言い渡した。	2006年 1月24日 各紙 （2006年1月24日名古屋地裁判決）
8	2003年 4月	志布志警察署（鹿児島県）	<p>県議選の選挙違反の元被疑者が、取調官から、取調べ中に「Ｙ、お前をそういう息子に育てた覚えはない」「じいちゃん、早く正直なおじいちゃんになってください」「娘をこんな男に嫁にやったつもりはない」と書いた字を踏まされるなど侮辱的で、違法な取調べを受けたとして提起した国賠訴訟において、被告鹿児島県は、原告（元被疑者）の主張事実を一部認めたうえで、「原告が...真摯に反省し、本当のことを話してほしいという気持ちを原告の視覚に訴えるため、当該用紙を原告の視線の先である足下に置いた」などと弁解した。</p> <p><付記> これらの、家族の名前などの書いた紙を強引に踏ませる「踏み字」が強要される取調べが行われたことについては、2006年1月18日、鹿児島地方裁判所が、「取り調べ手法が常軌を逸し、公権力をかさに着て原告を侮辱する行為により精神的苦痛は甚大」として鹿児島県に60万円を命じる判決を言い渡し、判決は確定した。</p>	2004年 6月30日 鹿児島版各紙
9	2003年 5月～7月	志布志警察署（鹿児島県）	鹿児島県議選曾於郡区（2003年4月）の公選法違反事件に絡み、県警から取り調べ	2006年 1月13日

		児島県)	を受けた同県志布志市の男性(67)が2006年1月12日、「捜査員から自白を強要され、虚偽の調書を作成された」と代理人の弁護士を通じて明らかにした。県警は当時の捜査員らから事情を聞き、事実関係を調べている。代理人の弁護士によると、男性は、当選した県議(2003年7月辞職)側から現金を受け取ったとして2003年5、7月に計12日間、任意で取り調べられた。否認したが、捜査員に「妻をまた一から調べる」と脅され、やむを得ず認めた。金額について、捜査員は数字を書いた紙を示し、「5(万円)」を指さすと「違う」、「40」を指さすと「多いのでは」と言い、「20」で了承した。金の配り先の自白も強要、知人8人に1万円ずつ配ったことにして調書に署名、押印させ、「絶対に口外してはいけない」と言ったという。男性は立件はされなかったが、「警察は絶対許せない」と憤っているという。	読売新聞
10	2003年 10月	甘木警察署(福岡県)	国税還付金詐欺などの疑いで逮捕・起訴された福岡県杷木町の前町長に対し福岡地裁は3月25日無罪判決を言い渡した。4月9日に無罪確定。同町税務課の元係長が「03年3月に町長室で前町長に犯行の意図を説明し、決済を得た」という証言の信用性が問われた。取調べでは怒鳴られっぱなしで、『なばにして(ぐったりさせて)やろうか』などいろいろな脅された。	2005年 3月25日 朝日新聞
11	2004年 6月~7月	飯田警察署(長野県)	長野、愛知両県でお年寄り4人が殺害された事件で、被害者の一人の長女が「警察から犯人扱いされた」として同署の捜査幹部に抗議。第一発見者の長女は週1回長いときは朝9時から深夜0時まで事情聴取。ポリグラフにもかけられ針は動かなかったが「無意識に殺したんじゃないか」と捜査員に言われる。また、長女の娘(28)も隣の高森町の駐在所に連れて行かれ、入り口に施錠、ブラインドを閉められたうえ、母親に自首をすすめるよう捜査員に2時間にわたり言われた。	2004年 9月21日 各紙
12	2004年	山形警察	山形県警山形署の巡查部長(49)が、2	2005年

	12月～2005年9月	署（山形県）	004年12月から2005年9月までの間、事件の容疑者として逮捕された男性の妻と性的関係を持ったなどとして、女性から告訴を受けた巡査部長を準強姦（ごうかん）の疑いで書類送検し、停職6か月の懲戒処分とした。巡査部長は同日、依願退職した。県警によると、巡査部長は昨年逮捕された男性の取り調べ担当官となり、事情聴取などを通して男性の妻と知り合った。男性の起訴後、山形市内のホテルで性的関係を持つなど、半年以上にわたり不適切な交際を続けてきたとみられる。巡査部長は他にも、参考人としての事情聴取や証拠物の受け渡しなどの理由でこの女性を同署に呼び出した際、署内の個室で2人きりになった時に、体を触るなどわいせつな行為をしたという。	12月19日 各紙
13	2005年4月	甲府警察署（山梨県）	甲府署のJR甲府駅前交番の警部が2005年4月、日本語が理解できない日系ペルー人の女性（34）を占有離脱物横領の疑いで取り調べた際、白紙の供述調書に署名や指紋押なつをさせた事件で、甲府地検は26日、「調書に虚偽の供述内容を書いていたわけではなく、既に内部処分も受けている」などとして警部を起訴猶予とした。甲府地検などによると警部は4月21日、女性に微罪処分手続きに署名、押なつをさせた後、女性の供述をもとに事前に作成していた上申書の内容を白紙の調書の欄に転記した。県警は9月、警部を虚偽有印公文書作成容疑で書類送検していた。	2005年10月27日 毎日新聞・山梨
14	2005年5月	大阪府警（大阪府）	2005年5月に大阪市北区のアパート自室に火をつけ住民2人を死亡させたとして現住建造物等放火罪に問われた事件で、大阪地裁の杉田宗久裁判長は「被告は警察の過酷な取調べに耐えかねて自白した」として被告人の自白調書に任意性はないとし、証拠採用を却下した。被告人は逮捕前、府警の調べに「ホットプレートの漏電が原因かも」などと話したが、その後、「仕事のうっ憤を晴らすためライターで放火した」と自供して逮捕	2006年2月4日 毎日新聞（2006年2月3日大阪地裁決定）

			された。公判段階で被告人は「警察官に耳元で『とぼけるな、白状せえ』と怒鳴られたり、髪をつかまれたりし、うその自供をした」と無罪を主張。火災時は「焼き肉をしようとホットプレートの電源を入れたが寝てしまい、気がつくと煙が出ていた」と説明。一方、取調べ警察官は証人尋問で「大声で『正直になれ』としかるように言ったり、肩を組んだりしたが、被告の心を開いてやらなければとの思いから。穏当なもので暴行、脅迫ではない」と主張していた。杉田裁判長は「出火原因が分からないのに、刑事の勘のみに頼り、被告の言い分に耳を貸さなかった。任意同行の被告に、肩を組んだりしかりつける口調で話すのは常軌を逸している。明らかに違法で黙秘権も侵害している」とした。	
15	2005年 6月3日	虎姫警察署（滋賀県）	窃盗容疑で逮捕された男性に対して、取調べ中に暴行したとして同署刑事課の男性警部補を特別公務員暴行陵虐の疑いで書類送検。また、誤認逮捕でもあったが、これについては処分無し。	2005年 7月14日 読売新聞
16	2005年 7月16日	東住吉警察署（大阪府）	刑事課の男性警部補が女性被疑者の取調べ中に胸を触るなどわいせつ行為。警部補は容疑を認めている。府警は特別公務員暴行陵虐容疑で逮捕する方針。	2005年 7月27日 共同通信ニュース
17	2005年 7月～8月	摂津警察署（大阪府）	女性の容疑者を取調べ中にわいせつな行為をしたとして、大阪府警刑事特捜隊は9日、特別公務員暴行陵虐の疑いで摂津署刑事課の巡查部長（47）を逮捕した。調べでは、巡查部長は2005年7月7日から8月22日ごろの間、摂津署の取調室で複数回、詐欺事件の容疑者として取り調べていた大阪市の無職女性（41）の顔にキスをしたり、胸や股間を触るなどした疑い。	2005年 12月10日 各紙
18	2005年 8月	高島警察署（滋賀県）	取調べ中の女性にわいせつな行為をしたとして、滋賀県警は2005年9月16日未明、同県警高島署巡查部長を特別公務員暴行陵虐容疑で逮捕した。県警監察官室の調べでは、同巡查部長は8月中旬ごろ、警察の取調室で、取り調べ中の30代の女性にわいせつ	2005年 9月16日 朝日新聞

			な行為をした疑い。9月上旬にこの女性から「わいせつ被害を受けた」と県警に相談があったという。	
19	2005年 10月13 日	掛川警察 署（静岡 県）	掛川署は、目撃証言などから16歳の少年を容疑者の一人と判断、2005年10月13日午前7時ころ、自宅で逮捕した。調べに対し少年は当初「やっていない。知らない」などと犯行を否認していたが、取調べの過程で犯行を認める供述に変わった。しかし、最終的に被害者の男性に確認を求めたところ、別人と判明した。少年は13日午前7時から8時まで約13時間拘束された後、釈放された。	2005年 10月15 日 静岡新聞

2 第13条関係 拷問の申立て

(1) 被拘禁者の採り得る措置（政府報告書パラグラフ109、110）

123 .

1 公安委員会に対する再審査申請の審理に当たっては、公安委員会とは別の、公安委員会から独立した第三者機関を設置して、これを当たらせるべきである。

124 . 留置場における拷問を含む不当な取扱いについて、勾留決定や弁護人の接見拒否については準抗告という形式の刑事裁判所に対する申立てが可能である。

125 . 捜査官の行為が刑事犯罪を構成するときは刑事告訴することもできるが、これを捜査するのは警察と検察であるし、また不起訴処分に対して対しては刑事裁判所に対して付審判請求が可能ではあるものの、ほとんど認められたケースがないのが実情である。

126 . 捜査官の不法行為に対して国家賠償の請求等の民事的請求を行うことは可能であり、刑事的な措置と比較すれば認容される場合も稀に存在するものの、やはり、実効性のある救済手段であるとは言えない。

127 . それ以外の効果的な外部機関に対する苦情・不服申立て等の措置はこれまで存在しなかった。拘置所・刑務所については、2005年新法により不服申立ての措置が講じられたが、2007年施行予定の2006年新法により、警察留置場内の処遇についても、受刑者処遇法における不服申立て制度（審査の申請、再審査の申請、事実の申告、苦情の申出）と同様の規定が置かれた。しかし、再審査を行う機関は公安委員会となっている。公安委員会自体の警察組織からの独立性に問題があるうえ、不服申立てを受けて行う事務

は警察部局が担当することになるため、この制度は全く独立性、第三者性がないと言わざるを得ない。

128．未決拘禁者の処遇等に関する有識者会議における提言（2006年2月）も、外部有識者によって構成される「刑事施設の被収容者の不服審査に関する調査検討会」と同様の第三者機関の設置を求めている。公安委員会に対する再審査申請の審理に当たっては、公安委員会とは別の、公安委員会から独立した第三者機関を設置してこれを当たらせるべきである。

3 第15条関係

129．

1 違法な取調べに基づいて採取された自白については取調べの違法性そのものを理由として自白の証拠能力を否定する制度を確立するべきである。

（1）自白の証拠能力に関する法制度

130．拷問等禁止条約は、拷問によるものと認められる供述を証拠からの排除すべきこと(第15条)を定めている。日本の刑事訴訟法においても、拷問脅迫による自白、不当に長く抑留又は拘禁された後の自白その他任意にされたものでない疑いのある自白や不利益供述は証拠としてはならない（刑事訴訟法第319条、第322条）とされている。

131．この刑事訴訟法の規定は端的に違法な取調べが行われたことを理由に自白の証拠能力を否定するのではなく、その自白が任意にされたものかどうかを問題としているため、違法な捜査によるものでも、任意になされた自白を許容する余地を残している。

（2）裁判例の動向

132．しかし、実際にこの条項に基づいて自白の任意性が否定されたケースはかなりの数に上るとは言えるが、日本の警察における自白採取の過程の過酷さから見れば驚くほど少ないと言える。さらに、最高裁はとりわけ自白の任意性を否定することに慎重である。

133．殺人事件について、夜11時に任意同行された青年に対して睡眠や休養の機会を与えることなく22時間にわたって取調べをした結果なされた自白に証拠能力を認められた最高裁判例がある（最高裁1989年7月4日判決 刑集第43巻第7号581頁）。

134．また、被告事件の弁護人の接見の申出に対して、余罪被疑事件の取調中を理由に直ちに接見することが許されなかった間に得られた自白について、別の弁護人が面会

していることなどを理由に任意性を肯定した最高裁判例もある（最高裁1989年1月23日判決。判例時報第1301号155頁）。

（3）取調べの可視化こそが違法な自白採取の抑止となる

135．取調べの録画・録音のシステムがないため、自白に任意性がないこと、違法な取調べがなされたことを立証するためには、被告人本人の供述と警察官・検察官に対する尋問を行うしかない。

136．数少ない自白の任意性が否定されたケースの中には、取調室の状況について、その直後に弁護人に話したことが録音されていたケースもある。

137．取調べの絶対的な時間を制約するとともに、取調べの可視化のために録画・録音のシステムを導入することが違法な自白採取を防止する決め手であるといえよう。

4 第16条関係

138．

1 警察官が被疑者の身体を管理し、一つの事件について23日間、再逮捕・再勾留を繰り返せばさらに長期間にわたって、その身体を警察署内に拘束することができ、早朝から深夜にわたる取調べを可能とする代用監獄システムは、それ自体が自白強要の圧力を生み出し、拷問ないし非人道的な取扱いの機会を著しく増大するものであり、速やかに廃止されなければならない。

2 警察における被疑者の身体拘束の時間は、24時間ないし48時間以内に制約されるべきである。

3 捜査官による取調べのすべての過程は録画もしくは録音され、裁判において録音・録画の利用が可能でなければならない。

4 拘置所においては廃止された防声具の警察留置場における使用は速やかに禁止されなければならない。

5 やむを得ず警察留置場に被疑者を長期間拘禁するのであれば、医療行為を必要とする事故に備えた十分な医療体制を整えなければならない。

（1）「代用監獄」の本質

139．第一次捜査権を有する警察自身が被疑者の身体を拘束し、管理し、全生活を支配するということが、代用監獄の本質である。一方警察の意に沿う被疑者には、取調室内でタバコを吸わせる、食事をさせるなどの便宜を与える。他方、否認している者には、捜査機関の意に沿わない供述態度をとり続ければ拘禁生活上どんな不利益を蒙るかわからないという不安感をもたせ、長時間取り調べる。朝から晩まで取り調べて、肉体も精神もぼろ

ぼろに疲れ果てさせ、人格を傷つけ、破壊してまで、自白を強要する。取調べが終わって、戻るのは代用監獄である警察留置場の留置室であり、警察の管理下で24時間を過ごす日々が何日も続くのである。このようなシステムの中にあっては、直接的な暴行や脅迫が加えられなくても、被疑者の全生活が捜査機関によって管理されているということ自体が、被疑者の心身に対する圧力として働き、捜査機関への迎合へと誘うのである。

(2) 「代用監獄」における自白強要

140. 前述のとおり、代用監獄は、自白強要システムとして働き、本質的に虚偽の自白を生み、虚偽の自白を維持させる作用をする。警察署内でいくら捜査係と留置係を分離したとしても(それ自体不十分であることは後に述べるとおり)本質は変わらず、自白強要とえん罪の温床となるのである。以下に述べるいわゆる死刑再審4事件は、何れも代用監獄における自白の強要が虚偽の自白を生み、誤判の原因となっていたものである。

141. 1983年7月15日には免田事件(免田栄氏)、1984年3月12日には財田川事件(谷口繁義氏)、同年7月11日には松山事件(斎藤幸夫氏)、1989年1月31日には島田事件(赤堀政夫氏)と、最高裁判決で死刑が確定した事件について5年余の間に4件もの再審無罪判決が出された。これらは、いずれも1950年代に発生した事件である。しかし、代用監獄が自白強要の場であり、えん罪の温床であることは、今も変わっていない。

142. 日本政府は、日弁連が「代用監獄」の弊害として指摘している事例について、指摘されていることは、取調べの問題にすぎず、「代用監獄」本来の問題ではないと反論するが、そうではない。日弁連は、「代用監獄」が被疑者の全生活を管理する制度であることに由来する、制度本来の問題であると考えている。

143. すなわち、「代用監獄」では、違法・不当な取調べが行われたとしても、被疑者は、何らかの不利益を恐れて、留置担当者に訴えることすらできないことも多く、現に訴えても、なかなか取り上げてもらえない。また、日課時限が定められており、留置担当者には、長時間、深夜までの取調べが行われているとしても、捜査担当者に対し「取調べ打切り検討要請」ができるだけで、取調べ自体をやめさせる権限がない。そのため、長時間、深夜までの取調べによって被疑者を疲れさせて自白させるというようなことが可能となる。

(3) 「代用監獄」は人権侵害の温床

(a) 様々な人権侵害を生み出している代用監獄

144. 「代用監獄」はまた、自白強要の温床であるだけでなく、様々な人権侵害の温床でもあることは、別紙に掲げた最近の具体例をみても明らかである。

145．警察当局も国会審議の過程で認めざるを得なかったように、便宜供与（いわゆる面倒見）は、日常茶飯事に行われ、同房者を利用した不当な捜査も行われている。女性に対するわいせつ行為も行われやすい。

(b)常勤の医師の不在など医療体制が不十分

146．警察留置場には、常勤の医師、職員としての医師がおらず、医療事故が起きた場合の責任の所在も不明確であり、大きな問題であった。2006年新法によって、「社会一般の保健衛生及び医療の水準に照らし適切な保健衛生及び医療上の措置を講ずるものとする。」（第199条）との規定、指名医による診療の規定（第202条）が置かれ、また、「留置業務管理者が委嘱する医師等」による「診療その他の医療上の措置」（第201条）を講ずることを明確にし、留置業務管理者（都道府県）の医療上の法的責任を明確にしたことは評価できる。

147．しかし、常勤の医師が不在である実態は変わらず、連行のための人手不足などから、外部の医療機関での診察も、実際にはなかなか受けられない実情も広範に存在している。人を長く拘禁することを予定していないはずの警察留置場に長期間被疑者を拘禁することは、健康に問題のある被疑者に十分な医療を提供することができず、生命を失うような事態も生じている。

(c)防声具の存続

148．法務省所管の刑事施設（刑務所・拘置所）では、危険であることから、既に防声具が廃止されたが、警察留置場では、いまだに防声具が使用されている。日本政府（警察庁）は、警察留置場には保護室がないところが多いため、防声具を使用せざるを得ないと主張している。防声具については、2004年4月21日、和歌山県の和歌山東警察署の留置場で、暴れた被疑者が防声具を装着された上に布団をかぶせられた状態で放置され、窒息死する事故が起きた。日弁連からの申入れ等をうけて、警察庁は都道府県警察に防声具使用の一時凍結を指示したが、その後、防声具は「改良」されたとして、2006年5月、2005年新法の施行とともに、使用が再開された。もっともその使用は限定され、保護室の設置されていない留置施設に限り、被留置者が留置担当者の制止に従わずに大声を発し続けて、留置施設の平穏な生活を乱し、他にこれを抑止する手段がないときに、防声具を使用できることとされてはいた。さらに、2006年新法では、使用時間は3時間以内に限り、その使用については、その被留置者の健康状態について、留置業務管理者が委嘱する医師の意見を聴かなければならないものとされた。

149．しかしながら、防声具は、生命・身体に対する危険を伴うものであるばかりか、他の戒具の使用と同様、常に濫用の危険をはらんでいる。防声具が体罰として使用されたり、自白強要の手段として使用されたりするおそれもないとはいえないのであり、刑事施設においては既に廃止されたものでもあり、警察留置場においても廃止されるべきである。

150.2006年新法の国会審議にあたり、衆参両議院の法務委員会は、「防声具の使用状況については、留置施設視察委員会に必ず報告するとともに、留置施設における防声具の使用の将来的な廃止を目指し、留置施設での保護室の整備を計画的に進めるほか、処遇困難被留置者の早期の刑事施設への移送を積極的に推進すること」を決議した。防声具の廃止に向けた整備が早急になされるべきである。

(4) 捜査と留置の分離について

(a) 政府の説明

151. 日本政府は、1980年に警察庁が都道府県警察に発した通達によって捜査と留置の分離がなされ、さらに、2006年新法によって、これが法律上も明確になったとしている。

(b) 制度的にも不十分な分離

152. しかし、刑務官と違って留置担当官という職名があるわけではなく、スタッフの採用も警察官として一括して行われるだけである。また、留置管理係の警察官が一定程度年数をおいて刑事課に異動することもある。また、国会での警察庁の答弁によれば、留置管理係に属しない警察官でも、たとえば押送業務を担当することができ、押送業務を行っている間は当該事件についての捜査を担当することはできないが、それが終われば、捜査を担当することもできるというのである。

(c) 捜査優位の分離体制

153. さらに問題なのは、前述の通り、長時間、深夜までの取調べが行われたような場合であっても、留置担当官には、捜査担当者に対して「取調べの打切り検討要請」ができるだけであって、取調べをやめさせる権限はないということである。これでは、實際上、捜査の必要性が優先され、長時間や深夜に及ぶ取調べを規制する手段はないことになってしまう。

(d) 実態においても、捜査と拘禁は十分分離されていない

154. 警察留置場に収容されたことがある複数の者に対するアンケート調査によれば、取調室で取調官によって食事が提供されるということが行われていることが明らかになっており(「代用監獄の実態に関するアンケート調査」NPO法人監獄人権センターまとめ) 国会において、警察庁はこのような実態を認めざるを得なかった(2006年6月1日参議院法務委員会)。アンケート結果からは、被疑者が否認すれば冷遇し、自白すれば取調室でタバコを吸わせたり、留置室内では取ることができない出前の食事をとらせたりする実

態が浮かび上がってくる。

155．これでは、捜査と拘禁の分離がなされているとは到底言えないのであり、だからこそ、警察庁が捜査と留置は分離したという1980(昭和55)年以降も、国際人権(自由権)規約委員会により、「代用監獄」の廃止を含む捜査と拘禁の組織的な分離を求められているのである。

(5) 流出した「被疑者取調べ要領」

156．ファイル交換ソフト「ウィニー」の暴露ウイルスによるものと思われる、愛媛県警の現職警部のパソコンから流出した資料の中に、「被疑者取調べ要領」と題する資料が含まれていたことが、2006年4月に判明した。これは捜査官が取調べにあたっての心得を、13項目にわたって記載したものである。そこには、「調べ室に入ったら自供させるまで出るな」、「被疑者の言うことが正しいのでないかという疑問を持ったり、調べが行き詰まると逃げたくなるが、その時に調べ室から出たら負けである」、「否認被疑者は朝から晩まで調べ室に出して調べよ。(被疑者を弱らせる意味もある)」など、自白を得るためには長時間の取調べによって、否認している被疑者を「弱らせ」ることを推奨する記述があり、また「留置場内で検房時必ず被疑者に声をかけ挨拶する」など、被疑者の身体を24時間管理していることを最大限に活用して、被疑者を精神的に追いつめることが当然のごとくに予定されている。

157．日本政府は、国会での審議において、この「被疑者取調べ要領」の存在について否定してはならず、同時に流出した捜査記録等から見ても、警察官の内部講習用の資料が流出したものと思われる。

158．警察庁の否定にもかかわらず、現場の捜査官の意識は、被疑者を長時間の取調べで弱らせて自白を得ることは、正当な捜査手法だと固く信じられているのであり、このような手法を可能にしている制度的裏付けこそが「代用監獄」制度なのである。

(6) 拷問等禁止条約と「代用監獄」

159．警察留置場は、本来、一時的な身体拘束を予定して設計・建築されているので、房内には日光は差し込まず、窓もなく、換気も不十分で、運動場も建物内のごく一部に事実上の喫煙場所があるだけで、十分な運動ができるスペースが確保されているわけでもなく、居住環境は劣悪である。

160．医師は、常駐せず、外部の協力医の診察も、押送の人員が足りないなどの理由で、迅速な対応は困難である。

161．食事も、多くの留置場では、外部の業者からの弁当を購入するだけであり、温か

い食事を取ることは困難とされている。

162. また、十分な遮音性能を有する保護室が設けられていない留置場では、薬物の副作用や精神的な傷害等により大声を出す被収容者に対して、防声具を利用することが可能となっている。

163. このような警察留置場の特性は、それ自体が「非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い」となる可能性がある。さらに、これを代用監獄として使用することにより、長時間の取調べや再逮捕・再勾留の繰り返しによる長期の収容が可能になり、迅速な医療的措置が取られないなどの付加的な事情が重なるときには、明確に「非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い」であるといえる。そのような状態が自白を得る目的で利用され、暴力や脅迫によって自白が強要された場合には、「身体的なものであるか精神的なものであるかを問わず人に重い苦痛を故意に与える行為」であることは疑いなく、本条約にいう「拷問」に該当することがあると言うべきである。

164. 代用監獄の弊害事例（最近の例）

暴行による虚偽自白強要

1	2002年頃	大阪府警 (大阪府)	約700グラムの覚醒剤を共謀して所持していたとされた事案。両被告らの自白調書を「逮捕・勾留から取調べまで継続的に暴行が加えられた事実が認められる」として却下。両被告は「かなりひどい暴行を受けた」と主張し、警察官は「制圧行為だ」と否定。無罪。	2003年 3月17日 大阪地裁 判決
2	2003年 4月	亀岡警察署 (京都府)	取調べ中に、両手首、両足首及び腹部に保護バンドが施された被疑者に対し、足で踏みつける、膝で押さえつけるなどした。なお、被疑者は11日以降、繰り返し、胸部の痛みを訴え、医師の診察を求めたにもかかわらず、16日まで放置した。	2004年 4月22日 京都弁護士会「警告」

面倒見による自白強要

3	1994年 6月	長田警察署 (兵庫県)	留置場内で自由に喫煙できる、馬券の購入をしてもらう、寿司と梨を買ってもらい取調室で食べる、ウイスキー等を買ってきてもらい留置場内で飲酒パーティをする、女性留置人を房に連れてきて性交させるなどの利益供与が行われた。弁護側が任意性なしとして取調べに異議を述べた自白調書について検察官がその任意性の立証を行わず取調請求を撤回した。	1999年 1月6日 兵庫県弁護士会「要望」
---	-------------	----------------	--	------------------------------

4	1996年 1月	郡山警察署 (奈良県)	「自分が入りしていた暴力団の事務所や親戚方への捜索をしないこと及び1日に2通の手紙を書かせることや食事等の点で面倒を見てくれること」等の約束の見返りに窃盗について虚偽の自白を獲得し、取調べ中に約束を守らないことに抗議する被疑者に対し、脇腹と背中を拳で殴った。	1998年 2月10日 大阪 弁護士会 「警告」
---	-------------	----------------	---	--------------------------------------

同房者の利用

5	2004年 4月	東警察署 (福岡県)	担当刑事が、被疑者の同房者や隣接同房者に対して、「被告人には余罪があり、被告人が素直に自供しない場合は、長期間にわたり取調べを行う」、「何回も逮捕する」、「被告人は実刑になる」等と話し、その結果、同房者や隣接同房者が被疑者に対してそのような話を聞いたと話させることにより自白を強要した。	2004年 4月20日 弁護人の 要望書
6	2004年 7月	八幡西警察署 (福岡県)	否認している被疑者を拘置所に移監した上で、移監前の同房者に被疑者の捜査に協力するよう求め、被疑者の房内での言動を調書化し、その後、被疑者とその同房者を何れも再逮捕し、八幡西警察署で同房とした。同房となった日以降、連日、警察は同房者に対し、被疑者の房内での言動について取調べを行い、調書を作成した。この間、被疑者の取調べはほとんど行われていない。この同房者の調書において、被疑者が同房者に対して自白した旨が記載されており、この調書などを証拠として起訴された。	自由と 正義 2005年 9月号
7	2000年 12月	戸塚警察署 (東京都)	痴漢冤罪事件。勤務先の人事部員が面会に来て、通常、看守1人が立ち会うところ5、6人の看守が立ち会う中、退職届を書くよう迫られた。途中、接見に来た弁護人の立会いを求めたが、看守が「事件に関係ない」と拒否した。自分が話してもいないことを調書に書かれ、その内容をもとに取調官から暴言を浴びせられた。代用監獄の同房者から、「否認しても無駄」と繰り返し圧力をかけられた。無罪確定後、復職。	2006年 2月24日 日弁連 シンポジウム

長時間の取調べによる自白強要

8	2002年 11月	津警察署 (三重県)	<p>被疑者が供述を変遷させていること、勾留質問において否認していること、取調べが午前0時20分まで、その翌日も午前0時15分にまで及んでいること、被疑者が弁護人に「取調官から、『お前がちゃんとしないと、家も大変だぞ。母親に伝えたいことがあれば、ちゃんと伝えられるようにしてやる。また、民事訴訟の書類も差し入れられるようになんとかしてやる。そうしないと、家も取られるぞ。その代わり〇〇さんを殺した旨の上申書を書け』と言われた旨訴えていることなどから、自白強要のおそれがあるとして、津警察署から三重拘置所への移監を決定した。</p>	2002年 11月19日 津地裁決定
9	2003年 4月	鹿児島中央、南、鹿児島西、国分、加治木各警察署 (鹿児島県)	<p>ほぼ連日、午前9時から午後9時まで長時間の取調べを受けた。弁護人が被疑者に対し、取調べの状況をノートに書くよう指示したところ、留置係がボールペンを貸さない、書く時間を制約するなどの妨害を行った。接見禁止中であつた被疑者に対し、取調官が「妻宛の手紙を書けば特別に出してやる。手紙には貰った買収金はパチンコで使ったこと、本当のことであること、そのことを刑事に話していると書きなさい」と指示し、被疑者はその指示の通りに妻宛に手紙を出した。</p> <p>その手紙は、妻宛に出されることはなく、検察官証拠として裁判に提出された。</p> <p><付記> これは、鹿児島県議選で投票依頼のために現金を授受したとされる公職選挙法違反事件でのことであつたが、この件で起訴された12人全員について、2007年2月23日、鹿児島地方裁判所は無罪を言い渡し、判決は確定した。</p> <p>判決では、身体拘束中に、取調官による強圧的、押し付け的な相当厳しい取調べが行われたために虚偽の内容の自白がなされた可能性などが認定されている。この事件においては、任意の取調べと言いながら、体調不良で病院で点滴を受けた後に、座っていることもできず、簡易ベッドに横にならなければならない状態で長時間取り調べたりしたことや、長期間にわたる身体拘束及び取調べによ</p>	2005年 4月9日 日弁連シンポジウム

			<p>って精神的、肉体的に相当疲弊した状況に置かれていたために、公判廷においても虚偽の自白が維持されたことなどが明らかになっている。</p> <p>「報道された密室弊害事例」8、9及び上記のような違法な取調べが行われたにもかかわらず、当時の捜査担当者については、職務違反はないとして、何らの処分はされていない。当時の鹿児島県警本部長に対しては、警察庁長官が、文書で厳重注意をしたが、これも国家公務員法上の懲戒処分ではなく、業務上の指導にすぎないものである。</p>	
--	--	--	--	--

心理的・精神的圧迫

10	2001年 2月	都島警察署 (大阪府)	痴漢冤罪事件で、大声を出したり、「認めれば10万円か15万円で出られる、認めなければ長くなる」とか、3年前に息子が交通事故で死亡していることを引き合いに出し、「お前の息子の霊がこの部屋にも来てるんだから、本当のことを言わないか」と自白を強要。無罪。	季刊刑事 弁護35号 2002年 11月27日 大阪高裁 判決
11	2004年 2月	警視庁 多摩分室 (東京都)	立川テント村反戦びらまき逮捕事件。黙秘していたため弁護人以外の者との接見を禁止され、精神的に追いつめられた。「テント村を俺が潰してやる」「お前は二重人格のしたたか女だ。寄生虫だ。この立川の浮浪児」などと罵詈雑言を浴びせられた。一緒に逮捕された人について「お前一人に罪をなすりつけるつもりだ」などと自白するための嘘について自白を強要された。一審無罪、二審罰金刑判決、上告中。	2006年 2月24日 日弁連シン ポジウム

わいせつ行為

12	2005年 6月	警視庁 菊屋橋分 室 (東京都)	覚せい剤事件の取調べ中、女性被告にわいせつな行為をしたとして、特別公務員暴行陵虐罪に問われた警視庁組織犯罪対策5課警部補に対し、東京地裁は「大胆で破廉恥極まりない犯行」と述べ、懲役3年(求刑懲役5年)の実刑を言い渡した。	2005年 12月5日 時事通信
----	-------------	---------------------------	--	------------------------

165. 被疑者取調べ要領

1 事前の把握を徹底する

- 犯行現場の状況を自分の目で確認し、十分腹入れしておくこと。
- 捜査記録は納得いくまでよく目を通す。
- 問題点や疑問点があれば必ず解明する。
(調べ官が迷わされるのはこの辺の詰めが出来てないからである。)

2 被疑者をよく知れ

- 被疑者の生い立ち、性格、知能程度、家庭環境、家庭状況、身上、趣味などできる限り把握しておく。
- 被疑者知れば知るほど調べ官は有利である。
- 前刑の調べ官から聞いておく事も大事である。
- 他の調べ官とはちょっと違うということを相手に暗黙の内に判らせることも大事である。

3 粘りと執念を持って「絶対に落とす」という気迫が必要

調べ官の「絶対に落とす」という、自信と執念に満ちた気迫が必要である

4 調べ室に入ったら自供させるまで出るな。

- 被疑者の言うことが正しいのでないかという疑問を持ったり、調べが行き詰まると逃げたくなるが、その時に調べ室から出たら負けである。
- お互いに苦しいのであるから、逃げたら絶対ダメである。

5 取調べ中は被疑者から目を離すな

- 取調べは被疑者の目を見て調べよ。絶対に目を反らすな。
- 相手をのんでかかれ、のまれたら負けである。

6 被疑者の心を早く読取れ(読心術を身につける)

一対一の勝負、腹の探り合いだから被疑者の心を早く読取れば勝負は早い

7 騙したり、取り引きは絶対にするな。

真実を話ささねばならない。嘘偽りは後で必ずバレられて取り返しがつかなくなる。

8 言葉使いには絶対に気をつけること

被疑者を馬鹿にしたり見下すような言葉は絶対に謹むこと。こちらは大了たことでないことであって、被疑者にとったら一番嫌なことだったりする

9 親身に相手の話を聞いてやることも必要

- 家族や身内のことまた事件に関係なかったても何でも真剣に聞いてやる。
- 同情することも必要である。

10 調べ官も裸になれ

- 調べ官の生い立ち、学校生活、私生活等裸になった話をする事で、同じ人間であることの共感をもつ
- 調べ官は優位に立つことは絶対必要であるが、時には、ある意味では馬鹿になることも必要。

11 被疑者には挨拶・声をかける

- 留置場内で検房時等必ず被疑者に声をかけ挨拶する。

12 被疑者は、できる限り調べ室に出せ

- 自供しないからと言って、留置場から出さなかったらよけい話さない。どんな被疑者でも話をしている内に読めてくるし、被疑者も打ち解けてくるので出来る限り多く接すること。
- 否認被疑者は朝から晩まで調べ室に出して調べよ。(被疑者を弱らせる意味もある)
- 平素から強靱な気力、体力を養っておく必要がある

13 補助官との意志の疎通

- 調べ官と補助官との間には阿吽の呼吸が必要、タイミングがよいとその一言で落ちることがある。
- 調べ官には、話さないことでも、補助官には、気を許して気軽に話す場合がある。

第4部 死刑制度

第1章 第1条関係

166. 政府報告書は、死刑制度は条約第1条1にいう「合法的な制裁」に該当し、拷問には当たらないと主張する(政府報告書パラグラフ145)。しかし、我が国の死刑制度には、以下に述べるように国際法に違反する重大な欠陥がある。そのような制度において執行される死刑は、厳密な意味で「合法的」制裁ということはできない。

第2章 第16条関係

167.

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 死刑の執行に当たって、死刑確定者に事前に告知を行わないことは、明らかに非人道的であり、事前に告知しなければならない。2 死刑確定者の面会及び通信の範囲を改善する法律が制定されたことを歓迎し、これが適切に運用され、面会と通信が適切な範囲で許可されることを求める。3 死刑確定者の独居処遇を見直し、その人間性を維持するため、他の被拘禁者との接触を認める処遇に改めることを求める。4 死刑確定者と再審請求弁護士たる弁護士との間における立会のない面会、検閲のない通信を明確な形で保障することを求める。 |
|---|

168. 日本の死刑制度の運用実態は、政府によって完全に秘匿されている。しかし利用可能な資料から、日本の死刑制度が条約16条に違反した状態にあることを明確に指摘できる。

1 死刑執行の事前告知の欠如

169. 日本では、死刑執行の1時間程前に死刑確定者本人に対する告知を行い、親族・弁護士等、本人以外の者に対しては一切の事前告知を行わない実務が定着している。2006年新法でも、死刑執行の事前告知に関する規定は設けられなかった。

170. しかし、事前告知の欠如は、死刑確定者に対して、自己に対する死刑の執行が、いつ行われるかわからないという恐怖を、日々与えるものであり、非人道的である。国際人権(自由権)規約委員会は、第4回日本政府報告書に対する最終見解において、「委員会は、死刑確定者の拘禁状態について、引き続き深刻な懸念を有する。特に、委員会は、面会及び通信の不当な制限並びに死刑確定者の家族及び弁護士に執行の通知を行わないことは、規約に適合しないと認める。委員会は、死刑確定者の拘禁状態が、規約第7条、第10条1に従い、人道的なものとされることを勧告する」とした。

171. のみならず、執行の事前告知がないことは、死刑確定者が、執行の法適合性を争

う手段を完全に奪うものであって、国際人権（自由権）規約第14条第3項、及び国連経済社会理事会の「死刑に直面する者の権利の保護の保障に関する決議」（Resolution 1996/15）、「死刑に直面する者の権利の保護の保障の履行に関する決議」（国連総会決議A/RES/44/162により支持）にも違反している。

2 外部交通

（1）従来の実務

172．死刑確定者は、従来、死刑確定者本人の親族や訴訟代理人弁護士・再審弁護人を除き、施設長が「死刑確定者の心情の安定に資する」と認める者との間でしか、外部交通が認められてこなかった。現実には、親族と弁護士以外に外部交通を許される例はほとんどなく、こうした厳しい制限は、非人道的なものであるという国内外から批判にさらされ、前記のように、1998年には、国連人権（自由権）規約委員会から勧告を受けた。

（2）2006年新法による改正

173．2006新法により、以下の者との間では、面会・信書の発受が権利として認められるようになった。

- ・親族
- ・死刑確定者の身分上、法律上又は業務上の重大な利害に係る用務の処理のため必要な者
- ・心情の安定に資すると認められる者

174．また、交友関係の維持その他面会を必要とする事情がある場合には、規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがないと認めるときに、裁量的に、「これを許すことができる」とされた。

175．適切に裁量が行使されれば、かなり改善されることになる。よって、2006年新法による実務を慎重に監視する必要がある。

3 残された問題点

176．外部交通については改善がみられるものの、2006年新法は、なお、死刑確定者に対する非人道的処遇を容認している。

（1）処遇の態様

177．死刑確定者は、原則として昼夜、単独室に収容され、また、居室外においても、原則として、相互に接触させないものとされた（第36条）。つまり、死刑確定者は、隔離

収容が原則とされる。

178．しかし、隔離は、受刑者に対しても極めて厳格な要件のもとでのみ認められるものであり（第76条）また隔離の継続が心身に与える悪影響は深刻なものである。隔離が原則とされる死刑確定者については、隔離期間の定めも一切なく、大きな問題である。

（2）外部交通

179．面会の相手方は以前より広がることになる。しかし、新法によっても、死刑確定者の面会には職員が立ち会うことが原則である。訴訟の準備その他の正当な利益の保護のため適当とする事情がある場合に相当と認めるときに省略できるとされるに留まる（第121条）。したがって、再審弁護人との面会にも、従来と同様に立会いが付される可能性はある。また、新法でも、再審弁護人との間で発受する信書はすべて内容検査の対象となる。このような取扱いは、国際人権（自由権）規約第14条第3項に違反する。

第3章 死刑の著しい増加（政府報告書パラグラフ146～149への反論）

180．

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 犯罪状況が特に悪化している実情がないのに、少年に対する死刑判決を含め、死刑の言い渡される件数が著しく増加していることに、深刻な懸念を表明する。2 死刑判決についての必要的上訴制度を設けるべきである。3 無期懲役刑判決について、死刑を求める検察官控訴、上告を禁止すべきである。4 心神喪失状態にある者に対する死刑執行の禁止を確実にする制度を設けるべきである。 |
|---|

1 急増する死刑

181．政府報告書は、死刑の選択は、最高裁判所の判断に従い、極めて厳格かつ慎重に行われ、罪責が著しく重大な凶悪犯罪を犯した者に対してのみ科されている、とする（パラグラフ146）。

182．しかし、近年、殺人罪など凶悪犯罪の認知件数に有意な増加がないにもかかわらず（表1）、死刑判決は著しく増加している（表2）。これは主として、死刑を選択するか否かの基準が、従来の判例と異なってきていることによる。すなわち、以前には無期懲役判決が選択されていたケースが、現在では死刑となる傾向にある。

183．また、死刑確定者も急増しており、2003年中に死刑が確定した者は2人であるが、2004年には14人、2005年には11人であり、2006年は19人にのぼる。

（表1）

認知件数の推移					
	殺人	強盗	放火	略取・誘拐	計
1996	1,218	2,463	1,846	251	5,778
1997	1,282	2,809	1,936	284	6,311
1998	1,388	3,426	1,566	221	6,601
1999	1,265	4,237	1,728	249	7,479
2000	1,391	5,173	1,743	302	8,609
2001	1,340	6,393	2,006	237	9,976
2002	1,396	6,984	1,830	251	10,461
2003	1,452	7,664	2,070	284	11,470
2004	1,419	7,295	2,174	320	11,208
2005	1,392	5,988	1,904	277	9,561
検挙件数の推移					
	殺人	強盗	放火	略取・誘拐	計
1996	1,197	1,974	1,749	250	5,170
1997	1,225	2,232	1,804	279	5,540
1998	1,356	2,614	1,369	211	5,550
1999	1,219	2,813	1,458	244	5,734
2000	1,322	2,941	1,372	272	5,907
2001	1,261	3,115	1,540	211	6,127
2002	1,336	3,566	1,234	215	6,351
2003	1,366	3,855	1,448	231	6,900
2004	1,342	3,666	1,513	232	6,753
2005	1,345	3,269	1,361	204	6,179
出典：『平成18年 警察白書』（警察庁）73～75頁					

(表2)

年次		死刑 執行 人員	死刑 確定人員	第1審 死刑人 員	死刑確定者 年末収容人 員
1996	(H08)	6	3	1	51
1997	(H09)	4	4	3	51
1998	(H10)	6	7	7	52
1999	(H11)	5	4	8	50

2000	(H12)	3	6	14	53
2001	(H13)	2	5	10	55
2002	(H14)	2	3	18	57
2003	(H15)	1	2	13	56
2004	(H16)	2	14	14	66
2005	(H17)	1	11	13	77
2006	(H18)	4	19	13	94

2 有罪判決に対する不服申立て

184．また、政府報告書は、被告人に控訴・上告ができること、再審の請求をすることができることも強調する（パラグラフ147）。

185．しかし、死刑に関する近年の特徴は、被告人が控訴・上告することなく、あるいは弁護人が行った控訴を被告人が取り下げて、確定する例が増えていることである。上訴は必要的とされていない上、下級審の判決後、上級審での弁護人が選任されるまでは、弁護人不在の期間が生じるため、この期間の上訴取下げが後を絶たない。

186．他方で、検察官は量刑について控訴、上告することが認められており、下級審が無期懲役の判決を下した件について、検察官が死刑を求めて控訴上告する例がある。そして、裁判所もこれを受け入れて、無期懲役刑を死刑に変更する例がある。

3 少年に対する死刑（政府報告書パラグラフ148）

187．さらに、未成年者に対する死刑判決も増える傾向にある。

188．日本では、20歳未満の者は少年として取り扱われ、また、18歳未満の者に対しては死刑を科すことが出来ない。1990年代以降、犯行時18歳以上20歳未満の者に対する死刑確定判決は、1990年に1件（犯行時19歳）あったのみで、経過していた。

189．しかし、2001年に、犯行時19歳1か月であった者に対する死刑が確定した。さらに2006年6月には、犯行時18歳の少年に対して言い渡された無期懲役判決が、最高裁判所によって破棄され、広島高等裁判所に差し戻され、死刑判決に変更される可能性が高まっている。

4 心神喪失状態にある者に対する死刑執行

190．なお、政府報告書には記載がないが、刑事訴訟法は、心神喪失の状態にある者に

対する死刑の執行も禁じている（刑事訴訟法第479条第1項）。しかし、この規定が守られているか否かを検証することはできない。なぜなら、死刑囚に関する医療記録には、死刑囚本人ですらアクセスすることができず、外部の専門医が死刑囚を診察のため訪れることも、認められてこなかったためである。1993年3月には、統合失調症により心神喪失の疑いのある川中鉄夫死刑囚が執行された例がある。

5 高齢者に対する死刑執行

191．死刑に直面している者の権利の保護の保障の履行に関する国連経済社会理事会決議は、死刑存置国に対し、その年齢を超えて死刑の宣告または執行をされないための最高年齢を設定するよう求めている。また、米州人権条約は、犯行時70歳を超える者に対して死刑を科すことを禁止している。2006年12月25日に執行された4人の死刑確定者の年齢は、それぞれ77歳、75歳、64歳、44歳であった。1993年の死刑執行再開後、2005年までに執行された者の最高年齢は70歳であり、今回はこれを上回る高齢者が2人執行されたことになる。また、75歳の者が親族に遺した書簡によれば、身体疾患のため拘置所の病舎に収容中でみずから立ち上がることも歩行することもできなかったという。このような高齢者に対する死刑の執行は非人道的な刑罰にあたる可能性が高いと考えられるが、日本の死刑制度においては、死刑執行の具体的状況すら知ることができない。

6 結論

192．このように、近年の日本では、明らかに死刑判決が多用されており、死刑適用は極めて限定的になされているという政府報告書は誤っている。

第5部 外国人の人権

第1章 入管収容施設

1 はじめに - 入管関連の身体拘束制度の概要

193 . わが国の上陸を拒否された外国人は、何ら明示の法的根拠もなく、空港内の上陸防止施設もしくは近隣のホテルなどで身体拘束をされる（詳細は後述する。）

194 . また、在留資格がないなど退去強制事由がある外国人は、逃亡の危険がなくても収容令書により収容をすることができるものとされている（詳細は後述する。）この収容令書発付には、司法機関は関与しておらず、入国管理局のみの判断によって身体拘束ができる。この収容令書による収容の期限は最長で60日間であるが、退去強制令書の効力によって送還が可能になるときまでの収容が可能である。つまり、期限の定めがない収容をすることができ、一定期間ごとに収容の必要性があるかどうかのチェックはなされない。その結果、退去強制令書の効力として数年に亘る収容が行われる場合もある。

2 第9条 - 政府パラグラフ67に関連して

195 . 政府報告書では、入管収容施設に収容されている被収容者の処遇については人権について常に配慮していると述べている（政府報告書パラグラフ67）

196 . しかし、そもそも上陸段階では、法律の規定によらない身体拘束がなされており、その処遇に関する規則は全く存在しない。また、入管収容施設における収容は、必要性のない場合にまで行われており、国際人権（自由権）規約第9条第1項が禁止する恣意的拘禁に該当する。収容中の処遇も、非人道的な取扱い又は品位を傷つける取扱いである。

（1）上陸段階における問題点

197 .

上陸手続中の外国人に対して行われている、法に基づかない身体拘束と、非人道的な又は品位を傷つける扱いを、改めるべきである。
--

198 .(a) 上陸を拒否された外国人は、「上陸防止施設」と呼ばれる成田空港及び関西国際空港内にある国の施設や近隣の民間ホテルなどに退去までの間留め置かれる。

199 . ところが、上記施設等に留め置いて実質的に拘禁をする法的根拠は、明文で定められていない。このこと自体が、「何人も、法律で定める理由及び手続によらない限り、その自由を奪われない。」と定める国際人権（自由権）規約第9条第1項に明確に反する。

200.(b)そして、身体拘束に明確な法的根拠が存在しないことから、そこでの処遇に関しても何ら法的ルールが存在しない。

201.そのため、大量の上陸拒否者が出たときには対応しきれず、5人が定員の部屋に十数人を押し込まれたこともある。

202.また、男女の分離も徹底されておらず、医療機関へのアクセスも整備されていない。

203.さらに、電話連絡や面会等の外部交通については、制約する明確な法的根拠が存在しない以上、自由であることが原則のはずである。ところが、入管側の説明では制約されるのが基本的前提であって、事情によっては許可するという、理論上の原則と例外が逆転した運用がなされている。

204.施設内部は、窓もなく、運動をする場所もないため、外気に触れることすらできない。近隣ホテルに留め置かれた場合も同様に、軟禁状態に置かれる。

205.上陸防止施設や近隣のホテル内に留め置いて、上記のような処遇を行うことは、少なくとも拷問等禁止条約第16条の規定する、「非人道的な又は品位を傷つける取扱い」に該当する。また、そのような処遇のされる施設内に留め置くことに、当該外国人の上陸を断念させようという意図が認められるときには、条約第1条第1項の定義する「拷問」に該当する場合もある。

206.よって、これらは条約に適合するよう改正されるべきである。

(2) 収容施設における問題点

207.

入管収容施設職員による過剰な暴力を防ぐ措置が講じられるべきである。

208.(a)2003年から2004年にかけて、入国者収容所東日本入国管理センターで職員による暴行を受けたり、制圧行為によって傷害を負い、さらに同センターの医師による適切な措置がなされなかったとして、2005年12月27日に国家賠償請求訴訟が起こされている。

209.2003年1月21日の大阪地方裁判所判決(判例集登載)では、大阪府茨木市にある入国者収容所西日本入国管理センターに収容されていたウガンダ人男性に対して、入国警備官がセクシャルハラスメントを行ったことや、暴行を加えたことなどを理由にして、国家賠償請求をした事件について、「行き過ぎた暴行」があったとして、国に対し20万円の支払いを命じた。同判決は、大阪高等裁判所でも維持され(2003年12月11日付)判決は確定した。

210 .

入国管理局は、収容の必要性についての審査することなく、非正規滞在外国人を全て収容をする扱いを改めるべきである。

211 .(b) 日本政府は、退去強制事由さえあれば逃亡の危険等の収容の必要性を審査することなく、誰でも収容することが可能であるという見解(全件収容主義)をとっている。その結果、3歳と1歳の幼児のいる在留資格がない難民認定申請者の両親が収容されるという極めて非人道的な取扱いがされたこともあり(2004年12月16日付東京新聞記事)同様の例は跡を絶たない。全件収容主義は、国際人権(自由権)規約第9条第1項の禁止する恣意的拘禁に該当し、かつ上記のような非人道的な取扱いの原因となるものであるから、直ちに改められるべきである。

3 第11条 - 政府報告書パラグラフ86ないし88について

(1) 処遇に関する不服申立制度について

212 .

入管収容施設の処遇に関する不服申立について、独立した審査機関をおくべきである。

213 . 政府報告書パラグラフ86では、被収容者処遇規則第41条の2第1項及び同規則第41条の3第1項に、処遇に関する不服申立制度が存在していることが報告されている。

214 . しかし、この制度は、あくまで入管行政を所管する法務省内部のしるきとどまるもので、独立性がない。その結果、2003年5月30日付朝日新聞の報道によれば、この制度が導入された2001年11月から2003年3月までに申し立てられた68件のうち、不服申立てや異議が認められたケースは1件もない(以後のデータは公表されていない)。判定や異議申出に対する裁決の理由も単に「理由がない」という一言のみで、説明責任を果たしていない。このような運用実態からしても、不服申立制度は制度としては存在するが、全く機能していないと評価できる。

(2) 制圧行為について

215 . 政府報告書パラグラフ87によれば、被収容者が収容施設内における遵守事項に違反する行為をし、またはしようとした場合には、合理的に必要と判断される限度でその行為を制圧したり、その行為を抑止するための措置をとることができる、としている。

216 . しかし、時としてその制圧行為が過度に亘り、国家賠償責任が認められることもある。

217 . 前記のとおり、入管職員による行きすぎた制圧行為について国家賠償請求責任が

認めた大阪地裁判決があるほか、2001年6月28日付 東京地裁判決（判例タイムズ第1124号167頁）は、入国管理局職員による暴行の事実は否定したものの、被收容者処遇規則第18条第1項による隔離收容の期間が、不相当に長期間で、東京入国管理局長に委ねられた裁量権の範囲を超えており違法であったといわざるを得ない、金属手錠の使用（被收容者処遇規則第19条）が不必要な期間にわたっており違法であると判断し、国に対して100万円の慰謝料の支払いを命じ、同判決は確定している。

4 第13条及び第14条—政府報告書パラグラフ117に関連して

(1) 相互主義

218.

国の損害賠償責任についての相互主義を撤廃すべきである。

219. 政府報告書パラグラフ117によれば、「入管收容施設の被收容者についても、拷問を受けたと主張する場合には（中略）民事訴訟又は行政訴訟を提起することも可能」であるとされている。

220. しかし、日本の国家賠償法第6条は相互の保証、すなわち当該外国において同国の公務員から日本人が被害を受けたときにその日本人が当該国家に対して賠償を求める権利が認められない限りは、日本国内で拷問等を受けた外国人も国家賠償請求ができないことになり、拷問等禁止条約第14条に真っ向から反する。同法第6条の規定は、拷問等禁止条約に適合するよう、直ちに削除されるべきである。

221. (2) 拷問被害者に対する十分なりハビリテーションの保障が制度化されるべきである。

222. 拷問等禁止条約第14条は被害者の救済手段として、「できる限り十分なりハビリテーションに必要な手段が与えられることを含む。」としているが、そのような手段は現行制度上保障されていない。政府報告書パラグラフ131において、単にリハビリテーションの費用が損害賠償の対象となり得ることを認めるのみである。

5 戒具使用について - 政府報告書パラグラフ153

223.

強制送還執行の際の、法に基づかない戒具使用を撤廃すべきである。

224. (1) 政府報告書パラグラフ153では、「戒具は出入国管理及び難民認定法に基づき規定される被收容者処遇規則に即して使用が認められるものであり、被收容者に逃走、暴行等のおそれがあり、かつ、他にこれを防止する方法がないと認められる場合は、必要

最小限度の範囲で使用できるものである。」と述べられている。

225. しかし、2005年1月21日に強制送還されたバングラデシュ人5人が、その送還方法が違法であるなどとして提訴している国家賠償請求事件において、日本政府は、被収容者を強制送還する段階においては、被収容者処遇規則ではなく、「違反調査並びに令書執行規程」及び「護送要領」という、単なる内部規程によって手錠を使用することができるという主張をしている。重大な人権侵害に繋がる戒具使用の要件が、法令で定められずに、単なる行政内部の規則でなし得るとされていることは重大な問題である。そして、これら内部規程では、「他にこれを防止する必要がないと認められる場合」「必要最小限の範囲」という限定がなされていない。

226. また、上記訴訟では送還された上記5人には逃走や暴行をする素振りがなかったことが、当時の状況を撮影したビデオによって明らかとなっているが、政府は、上記5人が希望していた在留特別許可が認められなかったということだけをもって、逃走の危険が高まったなどと主張している。これでは、「逃亡」などを要件とする意味がない。

227. (2) 強制送還執行の際の、法に基づかない、毛布で簀巻きにし、口に棒様のものを噛ませる行為などを禁じる措置を講じるべきである。

228. 2004年11月7日、西日本入管センターでベトナム人女性(以下、Gさんという。)が毛布で簀巻き状態で送還される事件が発生している。強制送還を拒否したGさんに対し、手に金属手錠をかけ、足を捕縄で縛ったのみならず、腰から下は毛布と捕縄で巻き、機内で「帰りたくない」などと声を上げると、口に棒の様なものを噛ませようとした、という報告がされている。

229. 行政の内部規程である「違反調査並びに令書執行規程」及び「護送要領」において使用が認められている戒具は金属手錠と捕縄のみである。毛布で簀巻きにしたり、口に棒様のものを噛ませるという方法は認められていない。違法が罷り通っているという他ない。

第2章 退去強制手続におけるテロ関連嫌疑者に対する手続の法的枠組み

230. 1 2006年に、入管法第24条第3号の2が新設され、テロ関連嫌疑者を退去強制の対象とすることになった。

2 あいまいかつ過度に広汎な基準

231. テロ関連嫌疑者を退去強制の対象とする現行規定は、曖昧かつ過度に広範な要件を定めるものであるからこれを改め、明確な基準によるべきである。

232 . 退去強制の対象となる外国人は、

「日本、外国の政府などを脅迫する目的のテロ行為の、予備行為（準備）を行うおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者として法務大臣が認定した者」及び「日本、外国の政府などを脅迫する目的のテロ行為を、容易にする行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者として法務大臣が認定した者」である。

この概念は曖昧にすぎる。

「準備を行うおそれがある」というのは、まだ準備をしていない段階である。どのような場合に「おそれがある」と言えるかは、具体的に示されていない。

また「テロ行為を容易にする行為」とあるが、「容易にする」という文言は、従来の入管法、国内刑法には例がない。物的支援や資金的支援に限られず、表現行為も含まれると解される危険がある。このように「容易にする行為」が曖昧であるのに、これを「行うおそれがある」場合も該当するというのであって、広汎に過ぎる。

233 . さらに、「おそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者」という概念は、従来の国内法では、たとえば取調べのための拘束のように、暫定的な措置を行う権限要件を定める際に用いられてきた文言であるが、ここでは退去強制という最終処分の要件にされている。

3 認定手続

234 . 退去強制の対象と認定する過程に適正手続を保障し、また認定について裁判を受ける権利を保障すべきである。

235 . 認定手続については、「法務大臣が認定した者」とだけある。

236 . この「認定」の権限を法務大臣に授権することを定めた法令はない。

237 . 法務省は、この認定については、「行政処分ではない」として、法律の授権が必要なく、手続保障を定めた行政手続法の適用がないと、国会で説明している。

238 . この認定は退去強制手続に先行するので、退去強制手続の中で、この認定が合法であるか、また相当であるかどうかを争うことができず、この認定を覆すことはできず、この認定の根拠となった資料や事実が開示されないおそれもある。また法務省は、この認定を行政処分ではないとするので、この認定が法律的な争訟の対象となることが否定されおそれがある。

239 . このように現行認定手続の下では、法治主義に則らず、適正手続保障に反し、また裁判を受ける権利を否定する事態が生じるおそれがある。

240 . 4 現時点で、この手続が適用された事例の報告はない。

241 . この認定手続が適用されると、退去強制手続に基づく身体拘束を受けることになり、最終的には強制送還を受ける。

第3章 拷問等禁止条約第3条の履行確保制度

242 . 1 入管法に、拷問等禁止条約第3条の履行確保のための明文を置くべきである。

243 . (1) 拷問等禁止条約第3条の内容を明文化した規定は、出入国管理及び難民認定法(以下「入管法」という。)にはない。

244 . そうであるにもかかわらず、拷問等禁止条約の加入に対応するための入管法の改正は、行なわれなかった。

(2) 退去強制令書の送還先指定の手続

245 . 政府報告書では、条約第3条の履行は、退去強制手続の送還先の指定(入管法第53条)によって保障されていると説明している。

246 . しかし、同条を含め、入管法には、拷問を受ける危険がある国への送還の禁止を明言する条文がない。

247 . また、入管法に基づく送還先の決定手続において、本人には、国籍国で拷問を受けるおそれがある旨申立をする権利、資料を提出する権利がなく、弁護士の援助を受ける権利もない。また、送還先を決定する当局者に、送還先の状況を調査する義務を負わせる法令がなく、各国の人権状況、拷問の禁止の履行状況に関する情報の蓄積がない。送還先についての決定の理由は、明らかにされない。

248 . つまり、入管法第53条は、条約第3条の履行確保の保障にならない。

(3) 難民であることを主張する訴訟での勝訴件数と具体例

249 . 政府報告書は、条約第3条違反を認定した判決例がないと述べる。

250 . そのことは誤りではないが、難民の認定をしない処分取消を求める訴訟で、原告が勝訴した判決は複数ある。これら事案では、訴訟による救済がなかったならば、条約第3条にも違反する事態になっていたと思われる。

251 . 2004年に、難民の認定をしない処分取消を求める訴訟ないし難民であるこ

とを理由として退去強制令書の取消を求める訴訟（一審、二審の合計）で、難民申請者が一部ないし全部勝訴した判決は、少なくとも10件ある。

252. 2005年に言い渡された62件の判決のうち国側が勝訴したものは52件であると法務省は発表しており、難民申請者が一部ないし全部勝訴した判決（一審、控訴審の合計）は、少なくとも10件あると推定される。

253. 2006年に、控訴審で難民認定申請者が勝訴し、判決が確定した件が少なくとも4件ある。このうち3件について、難民であると認定する判断を前提として退去強制令書を取り消す判決が確定した。そうであるにもかかわらず、2006年11月30日現在、難民認定申請者の在留が正規化されていない。

254. 後述する日本の難民認定数と比べると、これらの勝訴件数は少ないとはいえない。しかも、未だ裁判所は難民かどうかの判断において、「灰色の利益」などUNHCRが示す判断基準を採用する慣行を持っていない。

255. (4) 難民の認定がなされず、在留許可も受けられずに帰国させられて、迫害ないし迫害のおそれを生じた事例について、系統的な調査は行われていない。

256. トルコ国籍者についての次のごとき事例がある。

(a) C、D、E

1993年頃、3人は来日した。

1996年ないし97年に各々難民申請をした。

1997年難民として認定をしない処分を受けた。理由は申請期限の超過であった。

1999年帰国した。

帰国からまもなく、憲兵に拘束された。この拘束について当初憲兵は公式記録に残していない。同国における記録に残さない拘束は、拷問の温床である旨、英国内務省報告書などが報告している。本人達は、その間殴打、電気ショック、睾丸を叩くなどの拷問を受けた旨主張している。そして、奥歯や睾丸の欠損など、主張に沿う身体上の痕跡がある

数日後公式に逮捕され、その後、非合法組織援助の罪で起訴された。2か月強の後、保釈された。約1年後無罪判決を受けた。

3人のうち1人は2001年に再来日し、最初上陸を拒否されたが、2か月近い収容のち、在留を許可された。しかし、難民とは認められなかった。難民の認定をしない処分の取消訴訟の判決は、電気ショックなど著しく残虐な方法による拷問を受けたとの供述部分を信用しなかったが、「厳しい尋問が行われ、遺憾ながら、殴られたようなこともあったのではないかという疑いは残る」として、尋問の間の暴力の可能性を認めた。

ほかの1人は、2005年来日して難民申請をしたが、2006年に難民の認定をしない処分を受け、同年12月現在収容所に拘束されている。

(b) H

Hは、来日して難民申請をしたが認められなかった。理由は申請期限の超過である。帰

国後容疑者リストに登録され、2000年拘留された。そして目隠しと手錠をされたまま尋問を受け、殴打され、放水を浴びせる、電気ショックなどの拷問を受けたと主張している。後に非合法組織を援助した罪で起訴され、裁判中に保釈され、再来日した。

2 庇護手続

(1) 難民認定手続における拷問等禁止条約第3条の保障

257.

難民申請者に対し、審査機関は、拷問等禁止条約第3条の適用の有無を審査し、適用があるときは在留許可をするべきである。

(a) 難民認定手続の概要

258. 拷問等禁止条約第3条の履行状況に深く関係する制度として、難民認定手続がある。その手続は、入管法が定め、1982年1月1日に発足した。

259. これによれば、庇護を希望する者は、難民認定申請をすることができる。申請に対する判断は、法務大臣が行う。

260. 2005年5月以前は、難民認定申請は来日から60日以内にしなければならないと法定されていたことから、申請時期が同期限を越えていることだけを理由として難民の認定をしない処分が形式的になされた。法改正により2005年5月に、申請期限は撤廃された。

261. 庇護希望者は難民の認定をしない処分に対して、異議申立ができる。異議申立に対する判断は、法務大臣が行う。

262. また、異議申立が棄却された場合、訴訟を提起することができ、通常裁判所が審理をする。

(b) 難民認定手続における在留特別許可

263. 法務大臣は、難民不認定処分をする場合等においても、当該難民申請者の「在留を特別に許可すべき特別の事情があるか否かを審査するものとし、当該事情があると認めるときは、その在留を特別に許可することができる」こととされている。

264. 在留特別許可この制度において、条約第3条が考慮されることはあり得る。

しかし、この在留特別許可処分について、その審査の基準は法律に規定されていない。法務省は、この処分を自由裁量であると主張している。行政上の運用指針も一部しか公表

されておらず (<http://www.moj.go.jp/NYUKAN/nyukan52.html>) その指針に条約第3条は触れられていない。個々の処分において、判断の理由は示されていない。

265. 難民申請者に対する在留特別許可をしない処分に対し、異議申立てをすることができるかどうか、法律上不明確であり、法務省は、異議申立権を認めない。

266. 後述のとおり難民認定手続の一次審査では代理人選任が認められていないので、在留特別許可の審査においても代理人による法的援助が受けられない。

(2) 審査機関の非独立性

267.

拷問等禁止条約第3条の適用の判断を含む難民認定手続は、入国管理、治安政策や外交政策を所管する省庁から独立した機関が行うべきである。

268. (a) 難民認定事務は、法務省が所管する。決定名義は法務大臣名である。実際の決定は、法務省の通常の決定手続（決裁ライン）によって行われており、検事や政治部門の幹部が参加する。つまり、判断機関は、政府からの独立性が全くない。

269. 難民申請案件についての調査は、主として法務省の入国管理局総務課に含まれる難民認定室に属する難民調査官が行うが、退去強制手続を担当する他の入国管理局職員が兼任する場合もある。このように難民に関する調査機関も、政府からの独立性がない。

(b) 難民申請件数と認定件数、在留許可件数

270. 2005（平成17）年までの難民認定数、それ以外の在留許可数は、各々、別表のとおりである。

< 難民認定申請及び処理数の推移 >

平成17年12月31日現在

年 別	申 請 数	認 定	不 認 定	取下げ等	人道配慮による在留
昭和57年	530	67 ()	40	59	
58年	44	63 ()	177	23	
59年	62	31 ()	114	18	
60年	29	10 ()	28	7	
61年	54	3 ()	5	5	
62年	48	6 ()	35	11	
63年	47	12 ()	62	7	
平成元年	50	2 ()	23	7	
2年	32	2 ()	31	4	
3年	42	1 ()	13	5	7
4年	68	3 ()	40	2	2
5年	50	6 ()	33	16	3
6年	73	1 ()	41	9	9
7年	52	2 (1)	32	24	3
8年	147	1 ()	43	6	3
9年	242	1 ()	80	27	3
10年	133	16 (1)	293	41	42
11年	260	16 (3)	177	16	44
12年	216	22 ()	138	25	36
13年	353	26 (2)	316	28	67
14年	250	14 ()	211	39	40
15年	336	10 (4)	298	23	16
16年	426	15 (6)	294	41	9
17年	384	46 (15)	249	32	97
合 計	3,928	376 (32)	2,773	475	381

(注1) 認定のカッコ内は、難民不認定とされた者の中から異議申立の結果認定された数であり、内数として計上されている。

(注2) 人道配慮による在留は、難民不認定とされた者のうち、人道配慮することとされた者の数であり、在留資格変更許可及び期間更新許可数も含まれる。

271. 難民認定手続の発足当初、インドシナ出身の難民について多数の認定をし、認定される率も高かったが、インドシナ出身者の難民認定申請数の減少とともに、認定率、申請数、認定数ともに極端に低くなった。

272. 難民の認定をしない処分の多くが、申請期限を超過した申請であることを理由とした。

273. 社会的批判を受け、ようやく1998年から、認定数、在留特別許可件数が二桁に増加した。しかし未だ、国際的な水準からかけ離れた認定数となっている。

274. 1982年から1984年までの申請件数636に対する認定数161の割合は25%であるのに対し、1985年から2005年までの申請件数3,292に対する認定数215の割合は6.5%に過ぎず、人道配慮による在留許可件数381を加えた数の割合も、16.4%に過ぎない。

275. 2005年については、認定数、認定率とも例年より高い。そのほとんどは、難民審査参与員制度が導入される直前に、認定処分がなされた。制度変更前の例外的事象である可能性がある。

(c) 国籍別認定数の偏り

276. 公表されている難民認定申請者及びその国籍別統計は下記の通り。

【過去5年間における年別・主な国籍別認定者数】

年	国籍	認定者数
平成13年	ミャンマー	12
平成14年	アフガニスタン	6
平成15年	ミャンマー	5
平成16年	ミャンマー	9
平成17年	ミャンマー	29

【過去5年間における年別・主な国籍別不認定者数(上位3か国)】

年	国籍	不認定者数
平成13年	トルコ	165
	アフガニスタン	39
	ミャンマー	35
平成14年	アフガニスタン	40
	パキスタン	38
	トルコ	30
平成15年	ミャンマー	73
	トルコ	65
	中国	32

平成16年	トルコ	136
	ミャンマー	46
	イラン	13
平成17年	ミャンマー	118
	バングラデシュ	28
	トルコ	27

277．日本で難民の認定を受けた人々の国籍別の人数は、全て公表されているものではないが、把握できる情報をもとにすると、国際的な動向と比べて顕著な偏りがある。

278．例えば中国国籍の者で難民と認定された人数は、公表されていないが、1982年からの累計でも数人に過ぎない。

279．また、トルコ国籍の者で難民と認定された人数は過去の累計数でもゼロである。

(e) 政治的非独立性

280．日弁連は、法務省入国管理局が難民認定手続を所管している現状を改め、入国管理や外交政策を所管する官庁から独立した第三者機関による難民認定手続を確立すべきことを主張している。この意見は、現在の難民認定制度が、入国管理行政や外交的配慮によって、本来あるべき難民認定のあり方を歪める結果となっている現状を踏まえたものである。

281．東京新聞1998年7月16日の記事によれば、法務省は公式には否定するものの、入管関係者は「中国などの場合は難しい。政治家からの圧力もある」と、不認定の背後に政治的な要素があることを認めている。

282．法務省が、テロ対策について各国の治安機関と協力関係を深めつつあることは、出身国におけるテロ対策機関による人権侵害の被害者が日本で難民申請をした場合の、法務省による判断の公正さについて、さらに危惧の念を深めさせている。

283．後述する、出身国政府に対する照会について、関係する文書の開示請求に対し、法務省は、これを拒否する。その理由として、それら文書を開示することは、出身国政府との外交上の信頼関係を損ねると説明している。

(3) 異議申立審査機関

284 .

- 1 難民認定手続の不服申立制度を実効性あるものとして機能させるために、独立し、かつ専門性の高い不服申立審査機関を設置すべきである。
- 2 現行制度のもとでも、諮問機関の独立性、専門性を高めるべきである。

285 .(a) 異議申立に対する判断も法務大臣が行い、事務を法務省が所管する。異議申立てを審査するための独立した組織はない。

286 . 2004年法改正により、難民不認定処分に対する難民申請者からの異議申立手続において、第三者である難民審査参与員（以下「参与員」という。）を関与させる制度が創設され、法務大臣は、異議申立てに対する決定を行うに当たり、参与員の意見を聴取することとなった（入管法第61条の2の9第3項及び第4項）。

287 . 参与員は法務大臣が任命するものとされる。（同法第61条の2の10第1項及び第2項）また独自の事務局はなく、入国管理局が事務を行う。それなので、参与員制度の創設は、入国管理や外交政策を所管する官庁から独立した不服申立機関が設置されたと評価し得ない。

288 . UNHCR及び日弁連は、法務省と異なる独立した機関を設置し、同機関によって異議申立ての審査がなされるよう、改善するべきであることを指摘している。

289 . UNHCRの見解については、
「UNHCRs COMMENTS ON THE BILL TO REFORM THE IMMIGRATION CONTROL AND REFUGEE RECOGNITION ACT OF JAPAN」参照(http://www.unhcr.or.jp/protect/pdf/040520comm_e.pdf)

(b) 参与員の人選について

290 . 参与員の任命については、「人格が高潔で」、「異議申立について公正な判断をすることができ」、「法律又は国際情勢に関する学識経験を有する者」の中から、若干名を法務大臣が任命することとされている（入管法第61条の2の10第1項及び第2項）。

291 . 法務大臣は、2005年5月16日の改正後の難民認定手続の施行に当たり、公募でなく、関係団体からの推薦に基づき、参与員として19人を選任した。19人の内訳は、法曹関係者が6人、大学教員が4人、元衆議院法制局経験者が1人、外交官出身者が2人、その他が6人であった。

292 . 参与員は、3人が1チームとなり、案件の検討を行った。

293 . 法曹関係者のうち2人は元検事、すなわち、法務省関係者であり、また、元外交

官が2名選任された。他方で、日弁連から推薦された参与員は2名、UNHCRから推薦された参与員は1人であった。

294．参与員の事務局は、入国管理局職員のみによって構成されており、参与員の入国管理局に対する中立が制度として保障されない。

295．日弁連は、入国管理行政や外交的配慮によって難民認定事務が歪められるおそれを考慮して、入国管理行政や外交政策を所管する官庁から独立した第三者機関による難民認定手続を確立すべきこと、参与員には元検事や元外交官を選任すべきでないこと、UNHCRの推薦をさらに尊重すべきこと、参与員の事務局を入国管理局から独立させるべきことを、法務省に申し入れている。

(c) 参与員に対する研修について

296．参与員が出席を義務付けられている定例の会議及び研修会はない。

297．参与員に対する研修は、UNHCRや研究者などの難民認定実務に関する高度な専門的知見を有している者の関与のもとに立案された継続的な計画に基づき、充実されるべきである。

(4) UNHCRの見解の尊重の欠如

298．難民認定手続において、UNHCRの見解を尊重すべきである。

299．(a) 難民認定手続においてUNHCR（国連難民高等弁務官）の関与を認め、助言を受ける制度も慣行も存在しない。

300．(b) UNHCR駐日事務所は、1982年以降2005年2月25日までに、82人の、日本にいた難民申請者であって日本政府から難民と認められていない者について、同事務所規程に基づいて難民と認めた。しかしこの判断の後に、これらのうちただの7人だけが、日本政府から難民と認定されたにすぎない。ほとんどの者は、やむなく第三国に庇護を求め、受け入れられた。なお日本に残っている者もあり、彼らは在留が正規化されず、なんらの社会保障も受けられない状態にある。

301．(c) 日本政府は、2005年1月18日、UNHCR事務所が同事務所規程に基づいて認定した難民であるトルコ国籍クルド人家族7人のうち、父及び長男の2人をトルコに強制送還した。

302．UNHCR日本韓国地域事務所は、このクルド人家族7人を日本国以外の第三国に定住させるための方策を講じている最中であり、そのことは、日本政府にも伝えられて

いた。

303 . 同事務所は、この事態に対して懸念を表明した。
(サイトアドレス <http://unhcr.or.jp/news/press/pr050118.html>)

304 .(d) 2005年2月7日に、やはりUNHCRより難民と認定され裁判係属中であった別のトルコ国籍クルド人男性が、送還の準備として東京入国管理局に収容された。のちに法務省は、世論の批判を考慮して、同男性を解放した。

305 .(e) 条約難民ではないがUNHCRの関心対象となっている人々について送還しないという方針を、現在まで、法務省がとったことはない。

306 . このことは、例えばシエラレオネ国籍者、アフガニスタン国籍者、スリランカ国籍者、イラク国籍者についても例外でない。

307 . アフガニスタン国籍でカンダハル出身のイスラム教シーア派の男性について、UNHCRの見解に関わらず退去強制令書が維持されている例がある。

308 . またUNHCR駐日事務所は、日本にいた難民申請者であって日本政府から難民と認められていない者のうち、条約難民ではないが、出身国において内戦などの理由で安全が保障されない複数の者について、同機関の関心の対象となる者と認めた。しかし、この判断を受けた者に対して、法務省は退去強制令書を維持し、収容所に収容している。

(5) 難民認定等手続における手続保障

309 .

難民認定手続において、十分な手続保障がなされるよう改善するべきである。

310 .(a) 難民認定申請者が、一次審査において代理人を選任する権利を、法務省は否定している。それなので、弁護士ですら、一次審査のインタビューに立ち会うことも、法的意見を述べることも、できない。

311 . 異議申立ての段階における難民申請者の代理人選任権を法務省は認める。

312 .(b) 法律援助の不足

国費による法律扶助について総合法律支援法が定めている。同法は、非正規滞在外国人及び1年未満の在留期間だけの在留許可を受けている外国人を、国費による法律援助の対象から除外している。このため、ほとんどすべての難民認定申請者が、国費による法律援助を受けることができない。UNHCR及び民間の財団法人による法律援助が行われているが、十分なものではない。

(c) 通訳

3 1 3 . 難民認定手続に付される通訳人については、資格制限など、その能力を保障する制度がない。

3 1 4 . 異議申立手続で、通訳人が不適格であることを弁護士が指摘したケースが複数ある。一次審査については、インタビューに弁護士が立ち会えないので、通訳人の適格性のチェックをすることがなされていない。

(d) 証拠の非開示

3 1 5 現行の異議申立手続においては、出身国情報などの難民調査官が収集した資料や、一次審査手続における供述調書などの記録が、異議申立人に対して開示されない。

3 1 6 . このことは、異議申立手続において難民調査官が追加して収集した資料についても同様である。そのため、異議申立人は、参与員に提供された記録の内容を把握することができない。

3 1 7 . (e) 保護者が同伴しない子どもの難民認定申請者についての特別な配慮をする制度がない。

3 1 8 . また、保護者がいる子どもの難民認定申請者について、保護者の存在を尊重する制度もない。父親が日本に住む 1 6 歳の難民認定申請者が、非正規滞在を理由にして収容されている間に審査を受け、そのインタビューの実施が事前に父親に知らされなかった事例 (2 0 0 6 年) がある。

(6) 難民認定等手続における出身国情報

3 1 9 .

難民認定機関は、出身国情報を公正に調査する責任を負うべきである。

3 2 0 . 出身国情報を調査する義務を法務大臣に負わせる法令がない。難民調査官の実際の活動は、難民認定申請者の供述の信用性の弾劾を試みることが多くの割合を占めている。

3 2 1 . 法務省は、出身国情報の収集・評価について、アムネスティ・インターナショナルなどの国際人権 NGO との連携を持たない。法務省による判断の実際において、出身国情報を複数の情報源によって検証するなどの慣行は確立していない。

3 2 2 . また (8) に後述するとおり、法務省は、難民認定申請者の出身国の当局に対して照会を行い、また出身国の人権状況についての情報の提供を求めており、出身国当局が

ら得られた情報について信用性があるものとして扱っている。

(7) 認定の基準

323 .

難民認定手続においては、UNHCRが示す判断基準を尊重すべきである。

324 .(a) 法務省は、UNHCRの難民認定ハンドブック、執行委員会決定、勧告などを尊重しない。より厳しい立証基準を要求する。

325 .(b) UNHCRが推奨するいわゆる「灰色の利益」を認める慣行は、難民認定手続においても、裁判例においても、確立していない。

326 .例えば、1(3)(a)に述べた、当該難民認定申請者の供述のうち電気ショックなど著しく残虐な方法による拷問を受けたとの供述部分を信用しなかった判決は、同供述部分に裏付ける証拠がないことを理由に挙げている。

(8) 難民認定等に携わる公務員の研修、研修資料の実際

327 .

難民認定に関わる公務員に対する研修は、UNHCRの関与のもとに立案された継続的な計画に基づき、充実されるべきであり、内容において、難民認定の公正さ、政治的独立を徹底するべきである。

328 .(a)難民認定事務に携わる公務員は、必ずしも特別の研修を受けていない。特に、検事や政務担当者は、研修を受けない。

329 .難民調査官などは研修を受けるが、十分なものでない。人権の国際基準とその適用や、出身国の情勢の判断方法に関し、ほとんど研修がない。また出身国についての情勢に関する研修資料は、人権状況に焦点が置かれず、日本との外交関係の説明に終始する場合もある。

(b) 研修資料

330 .1983年に初めて作られ、1997年まで入国管理局職員の研修に使用された法務総合研修所発行「研修教材 出入国及び難民認定法 (難民認定)」は「同じような客観的条件を具備する外国人A及びBがあり、双方から難民認定の申請があった場合に、Aは我が国にとって友好的な国の国民であり、Bは非友好国の国民であるとすれば、我が国としては、Bの難民認定は比較的自由に行えるとしても、Aの難民認定にはやや慎重にならざるを得ないということがあり得よう。」「こうした場合の現実的な対応としては、Aに

については難民の要件に該当する事実を具備するとは認められないとして認定は拒否、Bについてはそうした事実があると認めて難民認定を行う、といった処理の仕方になって現れる可能性が否定できないように思われる。」「こう考えてみれば、難民の要件に該当する事実を具備すると認めるか否かは、それほど単純な事実の当てはめ行為というわけではなく、若干微妙な要素を伴った問題である。」と記述した。

331 . 上記箇所は、改訂によって削除されたが、「単純な当てはめ行為ではなく、若干微妙な要素を伴った問題」という表現は残された。他方、外交関係に左右されてはならないとの記述は取り入れられなかった。

332 .

(9) 拷問の被害を受けた難民認定申請者について、適切な措置を保障する制度を設けるべきである。

333 . 難民認定申請者が、拷問を受けた経験を主張する場合に、拷問の経験の有無について医学的な検証を行うことができる専門家を、法務省は用意していない。法務省は、難民認定申請者が身体に拷問の痕があることを主張する場合についてその痕跡を診察することはもちろん、写真撮影で記録することすら、行わない。

334 . 難民認定申請者が、拷問による精神的外傷を有する可能性がある場合の精神的ケアをすることができる専門家を、法務省は用意していない。このようなケアを行う NGO へのなんらの支援も、日本政府は行っていない。

335 .

(10) 難民認定等手続における申請者の秘密の保護を公務員に義務づけるべきである。

336 . (a) 難民及び難民申請者の秘密の保護を公務員に義務づける特別の法令がない。

337 . (b) さらに、2005年新設された入管法第61条の9によって、法務大臣は、外国の入国管理当局に、情報提供をすることができ、この情報が当該外国で捜査のために使用されることに同意することができる。同条文は、政治犯罪の捜査への使用については除外しているが、政治犯罪の基準は示されておらず、また個人情報を外国に提供される者が不服申立てをする手続も保障されていない。

338 . 同条文は、難民認定申請者の情報について除外していない。

(c) 現地調査及び実名照会

339 . ア 法務省は、少なくとも2000年以降、外務省を通じ、難民申請者の出身国の政府機関に対して、難民認定手続、難民に関する訴訟において申請者・原告側が提出し

た証拠の一部を示し、その成立の真正などについて意見を求めることを、継続的に行っている。この調査について、申請者には知らせず、同意も得ていない。

340 . これら照会の際には、出身国政府機関が申請者の特定をすることが可能な方法が採られた。

341 . 2000年から2003年までの、照会先別件数は以下のとおりである。

2000年 エチオピア、イラン、カメルーン各1件

2001年 アフガニスタン(タリバン政権)2件、イラク(サダム・フセイン政権)1件

2002年 アフガニスタン4件、トルコ3件、エチオピア1件、チュニジア1件、スーダン4件

2003年 アフガニスタン5件、イラン5件、トルコ7件、ミャンマー4件、パキスタン1件

342 . イ 法務省職員らが、トルコ共和国を訪問し、複数の難民申請者の氏名・住所等個人を特定する情報及び難民であると主張している事実(個人特定情報等)を同国政府関係者に漏らし、更に同国の警察・保安部隊関係者を同行して申立人らの同国在住家族等から事情を聴取した。

343 . 日本に滞在するトルコ共和国国籍を有するクルド人庇護希望者のうち一部の者は、難民である証拠として、トルコ共和国政府が発行したとされる逮捕状と題する書面等を提出している。当時の法務省入国管理局局付検事及び同局総務課難民認定室の職員(以下「職員ら」という。)は、2004年6月末から7月上旬にかけて、上記逮捕状と題する書類等の真偽を確認する等の目的でトルコ共和国を訪問した。

344 . 職員らは、アンカラで、トルコ共和国法務省官僚、県知事、国家安全裁判所検事などに面会し、調査の目的を明らかにした上で、難民申請者らの実名と生年月日の記載された、逮捕状と題する書面などを、全くマスキングせずに呈示し真偽の確認を求めた。

345 . またある県では警察本部テロ対策課課長に対して、反政府組織とされるクルディスタン労働者党を支援したとの理由で1998年に逮捕起訴された者のトルコ共和国で作成された供述調書で、難民申請者Aの氏名が載っているものを示し、真偽確認を求め、上記供述調書は本物であるとの回答を得た。

346 . また職員らは、庇護希望者らのトルコ共和国での生活実態を調査するために、保安部隊を同行して、難民申請者の出身した複数の村を視察し、難民申請者の親族に会った。保安部隊は、ある親族に対し、「この辺に日本に行っている家はあるか。」「息子たちから仕送りはあるか。」などの質問を行った。さらに職員らは、警察官らの先導で、難民申請者Bの父親の家を訪ね、同申請者の家族に会い、警察官の前で、同申請者の来日目的を質問し

た。兄弟らは、法務省職員らのみを家に招き入れ、申請者 B が迫害を受けていることを説明した。

347. 上記の調査結果に関わらず、AB を含む、本法務省職員によって氏名が示された難民申請者らに対し、日本政府は、今日までなんらの庇護も与えず、退去強制令を維持している。

348. この案件について当連合会は、法務省に対し、庇護希望者らの個人特定情報等を国籍国政府関係者に提供されない権利（秘密保持権）を侵害するべきでない旨の警告をなしている。

349. また、アムネスティ・インターナショナルも、非難の声明を発表している。
(<http://www.incl.ne.jp/ktrs/aijapan/2004/0409020.htm>)

(11) 難民認定申請者の法的地位

350.

難民認定申請者(訴訟中の者も含む)について、安定的な地位を付与するべきであり、例外は最小限とするべきである。また申請中の生活保障をするか就労を許可するべきである。

(a) 仮滞在制度

351. ア 難民認定申請をした者には、原則として「仮滞在」許可がされる。

352. これは2005年から施行された新制度であり、それ以前は、難民認定申請をしてもなんらの法的地位も与えられなかったため、滞りが非正規である全ての難民認定申請者は、不安定な地位に置かれた。

353. 仮滞在許可は暫定的な在留許可であり、これにより退去強制手続の対象とされなくなる。

354. イ しかし、同制度には多数の除外事由がある。

355. 一部を挙げると、本邦に上陸した日から6月を経過した後に難民申請を行ったものであるとき及び 迫害を受けるおそれのある領域から直接本邦に入ったものでないとき 逃亡するおそれがあると疑うに足る相当の理由があるとき、などには許可がされない(入管法第61条の2の4第1項)。

356. これらの除外事由が広範に適用されるおそれをUNHCRと日弁連は指摘している。また、難民認定手続が終了したけれども保護を受けられず、訴訟準備ないし訴訟の段

階に至った場合、仮滞在許可が終了する。

ウ 就労の禁止について

357．現行の仮滞在許可制度においては、仮滞在許可をする場合には、一律に、「収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動の禁止」という条件を付すこととされている（入管法施行規則56条の2第3項3号）。

358．現在の難民申請者に対する保護措置は、外務省が財団法人アジア福祉教育財団難民事業本部に委託して実施しているものであるが、その支給額は、最低限度の生活を保障するものとされる生活保護の受給額を相当に下回るものでしかなく、また、一部の難民申請者に対して支給されるにすぎない。

359．このような現状のもとにおいて、仮滞在許可を受けた者に対して一律に就労禁止条件を付す運用は、難民申請者の生存を脅かす。

(b) 身体拘束

360．仮滞在不許可処分を受けた者、及び難民認定手続が終了したけれども保護を受けられず、訴訟準備ないし訴訟の段階に至ったため仮滞在許可が終了した者の法的地位は、一般の非正規滞在者と何ら異ならない。

361．特に、訴訟の準備に入った者は、強制的に収容されることが一般である。それは逃亡のおそれの有無にかかわらない。

362．庇護希望者のための特別の収容施設はない。難民として訴訟中の者は、一般の非正規滞在者と同じ収容施設に拘束される。

(c) 刑事処罰

363．難民認定申請者のうち、仮滞在不許可処分を受けたためになんらの法的地位がない者は、難民認定手続が終了していなくとも、非正規滞在者として、刑事手続における検挙の対象とされることがある。難民認定手続中に非正規に滞在したことが処罰対象となって実刑判決を受けた例がある。

(d) 訴訟準備ないし係属中の退去強制手続の停止について

364．仮滞在不許可されない場合であっても、難民認定手続中においては、退去強制手続による送還は停止されることとされているが、異議申立の棄却又は却下と同時に退去強制手続は再開される（法第61条の2の6第3項）。

司法手続による送還の停止は可能であるが、その決定には通常 1 か月以上を要する。

365 . そのため、異議申立てを棄却する決定の通知と同時に送還の執行をすることが法律上可能であり、提訴準備中に難民申請者の意思に反して強制的に航空機に搭乗させられた上、本国に送還されたケースがある。

3 逃亡犯罪人引渡法

366 . 条約加入に際して、逃亡犯罪人引渡法の改正は行われなかった。

367 . 政府報告書は、逃亡犯罪人引渡法第 4 条第 1 項第 3 号及び第 4 号並びに第 14 条第 1 項によって、拷問等禁止条約 3 条の履行が確保されると説明する。しかし、これらの条項は、引渡しの有無を法務大臣が裁量的に判断するものであって、拷問等禁止条約第 3 条に相当する義務を法務大臣に課していない。それなので、同条の履行の保証にならない。

第 4 章 拷問犯罪容疑者の引渡し (8 条関係)

368 .

拷問犯罪容疑者の引渡義務及び手続について法律の明文で定めるべきである。

369 . 拷問犯罪容疑者の引渡義務及び手続についての特段の法改正は行われておらず、条約第 8 条の履行確保に懸念がある。

第6部 子どもの人権

370.

1 1998年及び2004年のCRCの日本政府レポートに対する最終見解に従い、子どもの権利条約、少年司法に関する国連諸準則の理念と規定に従った法制を整える。2000年少年法改正を見直し、原則逆送、14、15歳の少年の逆送、検察官の審判関与、監護措置期間の制限の延長などの規定をそれ以前の規定に戻す。現在進められている触法少年・ぐ犯少年の取調べを強化し、施設収容を進める法改正を撤回する。

2 児童福祉施設における体罰を、法律で禁止する。

3 公務員並びに公的資格で行動するもののうち、子どもと接触する立場にある者、特に裁判官、検察官、警察官、少年鑑別所・少年院・刑事施設職員、教職員、児童福祉施設の職員などに対し、本条約及び子どもの権利に関する条約の理念と規定、並びに子どもの特性に関して、計画的・体系的な教育及び研修を継続して実施する。

4 補導・取調べ・裁判・身柄収容の過程、学校、児童福祉施設において、拷問及び他の残虐な、非人道的又は品位を傷つける取扱い又は刑罰が発生した場合に、これを把握し報告するデータ集計システムを確立する。

5 子どもに対して、拷問及び他の残虐な、非人道的又は品位を傷つける取扱い又は刑罰が発生した場合に、迅速で配慮の行き届いた方法で、子どもからの苦情・不服を取り扱い、かつ権利救済が提供できる明確に規定された権限を有する子どものためのオンブズマン制度を確立する。

第1章 政府報告書では子どもが無視されている

371.1 政府報告書は、日本の子どもについて、この条約との関係で、子どもが置かれている状況、法制の整備、条約実施の上で生じている問題、その原因、解消の展望と施策などに関して、一切触れていない。

372.2 日本において成長途上にあり、未成年あるいは少年として、法制上成人と異なる配慮の対象とされている年齢は20歳未満である。この年齢にある者を子どもと呼ぶと、2005年10月1日現在で、子どもの人口は、24,178,000人であり、総人口127,768,000人の18.923%を占めている。

373.3 子どもも、この条約が対象とする「公務員その他の公的な資格で行動する者」とかかわりを持ち、働きかけを受け、管理の対象とされている。その主要な局面は以下の場合である。

374.(1) 非行を疑われ、あるいは問題があるとされた子どもは、直接警察官の補導・取調べの対象となり、身柄を収容され、裁判所の審判により保護処分を受け、逆送されれば刑事裁判を受け、刑事拘禁施設にも収容され、死刑の対象になり、それらの場面で、「公務員その他の公的な資格で行動する者」から働きかけを受けている。

375. 2005年において、不良行為により警察の補導を受けた子どもは1,367,

351人、道路交通法違反で警察に検挙・補導された子どもは455,634人、それ以外の理由で警察に検挙・補導された子どもは186,467人、非行があるとして家庭裁判所に送致された子どもは258,040人、観護措置が取られ少年鑑別所に収容された子どもは18,974人、家庭裁判所で保護処分を受けた子どもは28,585人、そのうち少年院に入所した子どもは4,878人、刑事処分相当で検察官に送致された子どもは6,099人、刑事裁判の結果刑事施設に入所した子どもは81人である。

376.(2) 非行を疑われ、あるいは問題があるとされなくても、多くの子どもが学校において、「公務員その他の公的な資格で行動する者」の管理下で行動している。2005年において、義務教育を受けている子どもは、16,538,964人で、子ども人口の68.405%を占めている。

377.(3) 学校ではなくても、さまざまな原因で、社会福祉施設に在所し、そこで生活している子どもは、「公務員その他の公的な資格で行動する者」の管理下で行動している。2004年に保育所に入所している子どもは2,090,374人、乳児院に収容されている子どもは2,938人、児童養護施設に収容されている子どもは30,597人、児童自立支援施設に収容されている子どもは1,872人である。

第2章 補導・取調べ・身柄収容に伴う問題

1 子どもには配慮をした特別な対応が必用

378.(1) 子どもは傷つきやすく、防御能力に乏しく、その成長発達のため特別の対応・配慮を必要とする存在である。国際人権(自由権)規約第24条第1項は、「すべての児童は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、国民的若しくは社会的出身、財産又は出生によるいかなる差別もなしに、未成年者としての地位に必要とされる保護の措置であつて家族、社会及び国による措置について権利を有する。」としている。警察官・検察官・裁判官・矯正施設の職員の行為が、子どもにかかわる場合に、成人に対するのと変わらぬ対応をすることでは、拷問あるいは「残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰」を防ぐことは不可能で、当該子どもの特性にふさわしい、特別な配慮をした対応が保障されなければならない。

379.(2) 国際的にはそれを防ぐため、子どもの権利に関する条約、北京規則、自由を奪われた少年の保護のための国連規則、リヤドガイドラインなどにおいて、この手続きの中では、権力行使を「犯罪者及び犯罪に関する状況」の双方に比例する範囲に限定し(北京規則5-1、17-1(a)子どもの権利に関する条約第40条第4項) プライバシー侵害を禁止するよう(北京規則8-1.2、子どもの権利に関する条約第40条第2項(b)())また、弁護人を確保するなど適正な手続を確立し、防御の能力を補い(北京規則7、子どもの権利に関する条約第37条(d) 第40条第2項) 子どもの尊厳を損なわずにその発達と社会復帰を全うできる環境を確保するよう求めている。

380.特に施設収容にあつては、強制的に親と分離し、基礎的な生育環境と保護者を奪

い24時間管理下に置き、自白の獲得・非行への制裁の視点が加わるため、収容される子どもの防御能力が十分ではないことと相まって、拷問などの問題が発生しやすい。そのため、国際的基準は、これを最後の手段として、最も短い適当な期間のみ用いることに限定している(子どもの権利に関する条約第37条(b)、北京規則10-2、13-1、17-1(b)(c)、19-1、自由を奪われた少年の保護のための国連規則 前文1)。

2 日本における子どもへの配慮とその後退

381.(1)日本においては、14歳未満の子どもについては、刑事責任能力がないとし、犯罪捜査の対象とすることを許さず、原則として福祉的な対応にとどめている。それを越える子どもについては、「健全育成」を理念として、捜査の対象となったすべての子どもを、捜査機関の立会いを許さぬ非公開の家庭裁判所において、科学的調査を活用し、子どもが問題を克服することを模索する保護処分の手続に委ね、この模索を経た後、16歳以上で「その罪質及び情状に照らして刑事処分を相当と認めるとき」に限って、はじめて成人と同様な刑事裁判による処罰を許すという、保護優先の手続が確立している。刑事裁判になっても、成人と異なるさまざまな配慮が加えられていた。

382.(2)2000年に行われた少年法「改正」は、被害者を死亡させた事件などについて、「非行事実を認定するための審判の手続に検察官が関与する必要があると認めるときは」検察官の立会いを認め、この事件については検察官に抗告受理の申立てを許した。行為時16歳以上で被害者を死亡させた事件については、原則として逆送(刑事裁判の手続にのせること)することとし、また従前逆送が許されていなかった14、15歳の少年についても逆送を許した。さらに審判決定前の身柄拘束の限界を4週間から8週間に延長し、処罰について設けられた制限を緩和するなど、子どもに対する配慮を後退させ、厳罰の方向を強めた。

383.(3)この2000年少年法改正は、1998年6月CRCが、日本政府に対して行った、日本の現状は、条約並びに国連の基準との適合性に懸念があり、条約及び国連の基準の「原則及び規定に照らして、少年司法の見直しを行う」ように、との勧告を無視して行われた。2001年2月26日CRCは、この経過を踏まえて、「多くの改正、特に、刑事訴追の最低年齢が16歳から14歳に引き下げられたこと、及び審判決定前の身柄拘束が4週間から8週間に延長されたことが、権利条約及び国際準則の原則及び条項の精神に基づくものでないことを懸念する。また、成人として刑事裁判を受け、拘禁刑を言渡される少年の数が増加しており、少年が無期懲役を言渡される可能性があることを懸念する」との表明を行ない、日本政府に対して改善を勧告している。

3 2000年改正の前後を境とする実務の変化

384.(1)日本の実務の運用は、その改正が問題となった2000年前後を境にして、これに呼応し、子どもへの配慮を後退させる傾向を強くしている。

385.(2)まず2000年前後を境にして、身柄拘束が数的に増加している。2000

年法改正の厳罰化を求める方向への世論転換は、1997年に発生した神戸事件を契機とし、改正法は2001年4月から施行された。その前後を通しての、少年の身柄収容数の変化は、下記表のとおり、検挙人員は横ばいで2004年から減少傾向にあるが、警察の留置場に留置された少年の延べ人員、少年鑑別所、少年院にその年新規に収容された人員は、いずれも1997年を境に増勢に向かい、2004年以降は検挙者数の減少に対応してやや減少しているが、依然として1997年の前よりは高い水準を保っている。

少年身柄収容状況

年	検挙人員	少年の延べ警察留置者数	少年鑑別所新規収容者数	少年院新規収容者数	刑事施設新規収容少年数
1995	193,308	115,619	14,265	3,828	56
1996	196,448	127,883	15,569	4,208	41
1997	215,629	147,709	17,837	4,989	32
1998	221,410	168,410	19,421	5,388	37
1999	201,826	187,976	20,382	5,538	36
2000	193,260	210,224	22,525	6,052	41
2001	198,939	236,785	22,978	6,008	47
2002	202,417	244,781	22,767	5,962	77
2003	203,684	256,633	23,063	5,823	68
2004	193,076	232,609	21,031	5,300	84
2005	186,467	212,546	19,627	4,878	81

386.(3)この身柄拘束が容易に行われる状況の下で、以下に指摘する「残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰」に当たる問題が生じている。

- (a) 同行した保護者の立会いを拒否したり、子どもの授業中や、夜間遅くに至る、また長時間にわたる取調べが行われている。
- (b) 一時保護所に収容している状況を利用し、中学生を延べ76日間にわたって取り調べ、自白を強要した事例が発生している。
- (c) 被害者に面通しを行うに際し、複数の人物を用意せず、被疑者である子どもだけを見せて誘導し、その際の被害者の供述を決め手にして逮捕するなど、捜査が杜撰になされた事例が発生している。
- (d) 目撃者が「似ている」と言うだけで、他に根拠もなく、無実の子どもを逮捕したり、共犯者が否認しているという理由で、すべて自白し反省を示している中学生を逮捕したり、就寝している時間に高校生を逮捕したりする適切ではない逮捕・勾留の事例が続発している。
- (e) 一定の事由があれば、子どもである被疑者の氏名・似顔絵などを公開して捜査する方針が打ち出され、似顔絵が公表され、指名手配が行われるなど、子どものプラ

イバシーを侵害する事態が発生している。

(f) 法が逮捕を許していない軽罪で、逮捕したり、許可されている期間を超えて勾留を続けるなど、法規範を侵す事態も発生している。

387.(4) 次に、被害者を死亡させた事件などについての原則逆送の導入以後、その対象事件については、下記のとおり検察官送致の割合の明らかな激増が見られる。特に傷害致死事件については、それまで9.1%だった検察官送致の割合が、53.4%と6倍近くに変わっている。

388. 原則逆送対象事件の処分(2001/4/1~2004/3/31)

罪名	対象人員	検察官送致	割合(%)	改正前の割合(%)
殺人	43	23	53.5	24.8
障害致死	146	78	53.4	9.1
危険運転致死	22	21	95.5	-
保護委任者遺棄致死	2	0	0	-
強盗致死	25	15	60.0	41.5
合計	238	137	57.6	-

389.(5) そして、その結果裁判所が言い渡す刑も、犯した犯罪の重大性・社会に与えた影響が大きいため酌量の余地はないとして、従前であれば考えられない厳罰が現実になり、言い渡されており、可塑性に富む子どもの犯罪については、犯罪の状況だけではなく、犯罪者の状況にも比例した範囲に処分を止めなければならないとする、国際的な原則を大きく逸脱する、子どもの生命を奪い、生存・成長を妨げる、「残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰」にあたる事態が生じている。

- (a) 犯行時18~19歳の少年が3人で行った連続殺人事件につき、一審が2人について無期懲役としていた判決を覆し、3人ともに死刑の判決が言い渡されている。
- (b) 母子の強姦殺人事件で最高裁第三小法廷は、犯行時18歳の子どもに対し、結果の重大性を問題にし、死刑を回避すべき決定的事情はないとして、無期懲役を言い渡した原審の判断を破棄し、審理を尽くすべきとして原審に差し戻した。
- (c) 2000年改正前は許されなかった犯行時17歳の子どもに対する無期懲役の判決が言い渡されている。
- (d) 2000年改正前は刑事処分はできなかった犯行時15歳の子どもの両親殺害などの事件に14年という長期の懲役刑の判決が言い渡されている。
- (e) 犯行時17歳のアスペルガー症候群の子どもが犯した、3人の殺傷事件に、長期的、継続的な療育指導が適切という意見を付して、12年という長期の懲役刑の判決が言い渡されている。
- (f) 児童自立支援施設への送致にわたって、6か月、1年、2年という長期の強制措置を許す保護処分決定が続いている。

390.(6) 量刑だけではなく、判決にいたるまでの刑事裁判手続における取扱いも、

成人とほとんど変わらないものとなっており、子どもであることへの配慮はほとんどなく、ここでも「残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰」に当たる問題が生じている。

- (a) 「重大事件」については、保釈は容易にみとめられず、刑事裁判に入っただけの身柄の拘束は、4～16か月を上回っている。その間独房で話相手もなく放置され、精神的不安定をきたし、それに耐えられず暴れたということで、懲戒されるという事例が起こっている。
- (b) 子どもの公判ではプライバシーを守るため非公開にした事例はない。ほとんどの場合手錠・腰縄で入廷する状況まで公開されており、同じ学校の生徒と思われる子どもが傍聴席を埋め尽くした例や、恐怖と緊張から顔をあげることも容易に出来なかった例が報告されている。プライバシーにかかわる事実を明かすことを躊躇させたり、地元での社会復帰を困難にするなど、さまざまな不利益が生じている。
- (c) 刑事裁判は、当事者主義的訴訟構造をとるので、攻撃防御に集中せざるを得ない結果、自ら犯した行動への内省が困難となり、躓きを踏み台にして、子ども自らその状況乗り越えることへの道が閉ざされる事態が生じている。
- (d) 裁判官や検察官は、子どもの権利に関する条約第40条第1項の精神に従い、子どもの気持ちを受け止め、なぜ子どもがそうした行動をとったか、その状況を克服するには何が必要かを子どもとともに考えることをしない。子どもの最善の利益を図る責任が自覚されていない。また子どもの表現が理解できず、また理解しようとせず、成人に対するのと同様な姿勢で、子どもの態度を糾弾し、時にはその人格まで否定する峻烈な攻撃が訴訟行為の名で繰り返されるといった事例が多数発生し、子どもを傷つけ、その将来を閉ざしている。
- (e) 少年法第55条は、「裁判所は、事実審理の結果、少年の被告人を保護処分にするのが相当であると認めるときは、決定をもって、事件を家庭裁判所に移送しなければならない。」としているが、子どもの立直りに保護処分が適切であることがわかっていても、犯した犯罪が重大で社会的影響が大きいという理由で、懲役刑に処するという発想が強く、家庭裁判所への移送の機会を与えられない場合が多い。判決の中で「保護処分により更生する可能性はあるが」とことわって、移送ではなく懲役刑を言い渡す事例も少なくない。

391.(5) 收容される刑事施設での待遇には、子どもの成長を保障する配慮は尽くされていない。そうした施設への、特に長期にわたる收容は、自省を妨げるだけでなく、社会との交流を遮断し、その成長・発達の機会を奪い、人生全体を歪めさせるものとなる。ここでも「残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰」に当たる問題が生じている。

- (a) 少年法第49条第3項は、「刑事施設においては、少年を成人と分離して收容しなければならない。」としているが、現実には子どもが子どもだけを收容する刑事施設に收容されてはいない。成人を收容する大規模な刑事施設に少数の子どもが成人と一緒に收容され、処遇だけが区分されているというのが実態である。

例えば1,700人が收容されている刑事施設に、子どもが8人(残りは成人)だけしか收容されていることもあるというのが、実態である。

- (b) しかもそれらの刑事施設は、大半が人の居住する市街地から離れ、家族の面会に

不自由な場所に所在し、地域社会のコミュニティと遮断されその文化的環境から切り離されている。収容人員も慢性的に過剰収容のため、トラブル防止についての配慮に精一杯で、人員配置から言っても個別処遇をするには限界があるなど、施設そのものが少年の成長発達にふさわしいものとして調えられていない。

(c) また重大事件を起こして、刑事施設に収容される少年の中には、発達の課題をかかえ、精神科医・臨床心理士の継続的援助を必要とするものも少なくないが、そうした要求に応える配慮は尽くされていない。

4 弁護人不在の状況

392．日本の法制では、子どもについて、その防御力を補い、拷問などの発生を防ぎ、発生した場合に適切な対応をするための法律家の援助について十分な配慮がなされていない。福祉的な対応については、法律家の弁護人的援助は予定されていない。警察の補導活動についても、国選で弁護人的対応を可能とする規定はない。そればかりか、捜査段階においても一定の要件の下に国選での弁護人が可能となることとの関係で、子どもの場合も要件が満たされれば国選弁護人を付す途が近く開かれようとしているが、捜査から保護手続に移行すると、国選による弁護人の援助は検察官が登場する事件に限られることになっており、拷問等を防止する法制としては不十分である。また拷問などを防ぐ手段として、フランス・イギリスで実現している、捜査過程のすべてを録画して残す方法も実現していない。

5 2000年改正から更に子どもへの配慮を後退させる少年法改正の提起

393．現在国会に上程されている少年法改正案では、犯罪でない触法行為やぐ犯行為が疑われる子どもについて、警察にこれまで認められていなかった調査権限を付与した。児童相談所に通告した後も児童相談所の一時保護で身柄を収容して調査を続けることを可能にするのみならず、触法少年の被害者を死亡させた事件などについては、児童相談所から原則として家庭裁判所に送致するものとして警察の意向が児童相談所の判断に事実上優越する仕組みになっている。従来少年院への送致を許さなかった14歳未満の子どもについて、少年院に送致することを許し、保護観察中の子どもが遵守事項を守らなかった場合に、新たな非行がなくても少年院に送致することが出来るようにする提案が合わせてなされており、2000年改正がもたらした先述の問題をさらに低年齢の、あるいは福祉的対応をしてきた子どもにも広げようとしている。この改正が実現すると、それに起因して拷問などの問題が福祉的な対応をしてきた子どもにも広がるのが憂慮されている。

第3章 学校における体罰・いじめの問題

1 体罰・わいせつ行為

394．無防備な子どもが対象にする暴力行為である、体罰・セクハラ（セクシャル・ハラスメント）については、公立学校でそれを原因として処分された教職員の数が文部科学省により公表されている。それによると2004年に、体罰で処分された教職員は420

人、セクハラで処分された教職員は168人となっている。しかしこれには私立学校は入っていないし、公立の学校に限っても、これが発生した事件の全部であるとは到底思えない。いずれにしても、その対象が無抵抗な児童・生徒であることから、それによる物理的な打撃に加え、強い精神的な打撃を子どもに与え、その成長発達を歪めるという深刻な問題を発生させる。各地の弁護士会が救済の申立てを受け、新聞に報道された最近の事例は下記のとおりであり、これらが拷問若しくは「拷問には至らない他の行為であって、残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰」にあたることは疑いない。

- (1) 公立の中学校の教師が高学年の女兒を会議室に連れ込み、わいせつ行為を強要しようとしたが、泣き出したため目的を果たさなかった。
- (2) 公立の中学校で、髪を茶色や金髪に染めた3年生の男子に、学校の教師が一体となって学年はじめから3学期まで教室での授業を受けさせず、会議室でプリントでの自習を命じ、さらに当該生徒の写真を卒業アルバムに載せない方針で編集をすすめた。
- (3) 公立の小学校で、担任の教師が、生徒に同級生をたたくように強要し、平手でたたかせた。その結果たたいた児童はショックで不登校となる。
- (4) 公立の高等学校で、バレーボールの合宿に参加した入学予定の女子生徒が、男性教師からキスされ、ひざの上に乗せられた。
- (5) 私立の中学校で、特定の教師が、生徒に平手打ちの体罰を繰り返していたが、学校はこれを放置し、抗議した生徒を退学させた。
- (6) 私立高等学校の運動部で、監督が部員に体罰を繰り返し、部員の上級生がこれにならって下級生に暴行を働いた。
- (7) 公立の中学校で、教師が生徒を女子トイレに連行し、両頬を殴打し、左足を持ち上げ転倒させ、その腹部に馬乗りになって、暴行を加えた。
- (8) 公立の高等学校で、椅子が壊れたのを、生徒が壊したと思い込み、その生徒の後ろ襟と後ろ髪をつかんで、壊れた椅子のある教室に連行し、20人の生徒が見守る前で、左頬を右手で殴打した。
- (9) 公立の小学校で、給食を食べ終わらない児童に、残った給食を皿からハンカチや手のひらに移させ、手で食べさせたり、犬が食べるように食べるよう強要した。

2 いじめもしくは加担

395. 体罰やわいせつ行為ではないが、教師が児童・生徒に対し、いじめに類する行為を行い問題となる事例も少なくない。また、生徒のいじめに加担して、生徒を自殺に追い込むなどの最近も下記のとおり事例が報告されており、これも「公務員その他の公的資格で行動する者により又はその扇動により若しくはその同意若しくは黙認の下に行われる」行為であるので、体罰やわいせつ行為と同様、拷問もしくは「拷問には至らない他の行為であって、残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰」にあたる。

- (1) 公立の小学校で、担任の教師が4年生の児童に、「アメリカ人の血が混じっている」などと執拗に言及したばかりか、暴力を振るっていじめたことから、児童は心的外傷性ストレス症候群に陥った。
- (2) 公立の小学校で、校長が卒業式で日の丸を掲揚したことについて、児童から説明を求められたただけであるのに、日の丸の降納と土下座しての謝罪を求められたか

のように読み取れる報告文書を教育委員会に提出し、その報告文書の内容が新聞に報道されたことから、児童が傷ついた。

- (3) 公立の中学校で、2年生の生徒がいじめを原因として自殺したが、そのいじめは1年生の時、両親が生徒が見ているインターネットの内容について担任教師に相談したことがあり、教師がその相談内容を生徒の友人に暴露したことを切っ掛けとしており、担任はそのことについて、生徒がからかいやすかったからだと、いじめのきっかけを作った事実を認めている。

第4章 施設における体罰・いじめの問題

396. 施設においても、無防備な子どもを対象にする暴力行為である、体罰、わいせつ行為、いじめ若しくはいじめ加担行為が学校と同様発生している。施設の中でも、乳児院、児童養護施設は、子どもの生活の場でもあり、問題を提起すると、自らの生活の場を失うという深刻な問題でもある。最近下記の事例が報告されており、これらは学校における上記の例と同様、拷問若しくは「拷問には至らない他の行為であって、残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰」にあたるというべきである。

- 1 東京都内の聾唖児施設において、20代の男性職員が、10代の女子入所者に対し、胸を触る行為を繰り返していた。
- 2 北海道の、児童養護施設において、職員が、平手打ちの体罰を加えたところ、小学生の収容児から、「いいつける」と言われて、顔を平手打ちにしたり、学校を休みがちな女兒を叩いたりすることが常態化していた。
- 3 鹿児島県の児童養護施設で、職員が、集合時間に遅れた高校生に対し、車に乗せなくて、500mの距離を走らせ、従わなかった罰として2時間正座させた。
- 4 埼玉県の児童養護施設で、施設長が、帰宅時間に遅れた中学校1年生に対し、「出てゆけ」と怒鳴り、頭部を殴打した。
- 5 東京都の児童養護施設で、職員7人が、10数年にわたり、収容児の尻を、カレンダーの金具を新聞紙と粘着テープで巻いた「愛の鞭」で50～100回叩いたり、ふるの水に顔を押しつけたり、足を縛って寝かせつけたりするなどの、心理的・身体的虐待を繰り返し、そのため心的外傷後ストレス症候群と診断された子どもも、生じた。

第5章 第10条～第13条関係

397. 上述の事例からみる限り訓練については、子どもがかかわりを持ち、働きかけを受け、管理される「公務員その他の公的な資格で行動する者」にあつてほとんどが、子どもの特性と、そのための配慮、子どもの成長・発達を遂げる権利についての理解に乏しいまま、子どもに対応しているといわざるを得ない。特に基本となる本条約や子どもの権利に関する条約、国連の諸準則についての理解は全くといっていいほど徹底していない。役立たせるための訓練が十分に行われているとは到底思えない。尋問にかかる規則、指示、方法についても、警察庁のように「犯罪捜査規範」、「少年警察活動規則」などの規則をもち、「少年警察活動推進上の留意事項について」などの通達を出してはいるが、従前存在した「少年警察活動要綱」からの後退もあり、内容自体が必ずしも十分ではなく、更にその

内容を徹底する訓練は全く行われていない。

398．問題が起こっても、それに対応する調査はほとんどなされていない。従って問題自体が教訓になるという環境は確立されていない。

399．更に子どもが不服を申立てるにふさわしい機関の設置、子どもがそれを活用できる状況づくりの努力もほとんどないといってよい。

第7部 人権教育

400.

1 刑務所における人権教育が法律で義務づけられ、実際に広範に実施されることとなったことを歓迎し、このような実務を安定させ、さらに創意工夫をこらした人権教育が実施されるようになることを求める。

2 その他の法執行官、とりわけ警察官に対する人権教育が十分に実施されておらず、強制的な取調べによって自白を強要するような取調べ方法が教授されている実態にあることを深く憂慮する。政府の決断によって警察官などに対して、十分な人権教育が実施される人的、物的な体制を確保しなければならない。

3 国連人権高等弁務官事務所が発行した裁判官に対する人権教育マニュアルを利用した裁判官に対する系統的な人権教育を実施することを求める。

第1章 国際人権（自由権）規約委員会による人権教育を促す勧告

401. 拷問等禁止条約第10条は、「締約国は、拷問の禁止についての教育及び情報が、逮捕され、抑留され又は拘禁される者の身体の拘束、尋問又は取扱いに關与する法執行の職員（文民であるか軍人であるかを問わない。）医療職員、公務員その他の者に対する訓練に十分取り入れられることを確保する。」と定める。

402. また、同条第2項は、「締約国は、1に規定する職員、公務員その他の者の義務及び職務に關する規則又は指示に拷問の禁止を含める。」とされている。

403. 1998年11月の国際人権（自由権）規約委員会第64会期における日本政府への「最終見解」の32項は、「委員会は、規約で保障された人権について、裁判官、検察官、及び行政官に対する研修を行う規定が存在しないことに懸念を有する。委員会は、このような研修を受けられるようにすることを強く勧告する。裁判官を規約の規定に習熟させるため、裁判官の研究会及びセミナーが開催されるべきである。委員会の一般的意見（general comments）及び第一選択議定書による個人通報に対して委員会が表明した見解（Views）が、裁判官に提供されるべきである。」と日本政府に勧告している。

第2章 刑務官に対する人権教育

404. 1998年の国際人権（自由権）規約第4回日本政府報告審査と最終勧告がなされた後、名古屋刑務所事件をはじめとする多くの拘禁施設内での刑務官、入管職員による不適切な取扱いが明らかになり、日本国内での注目を集め、2003年3月、法務大臣の下に行刑改革会議が発足し、日弁連はその提言を同年12月にまとめた。

405. この提言には、「行刑施設内における刑務官と被収容者の関係は、ともすれば圧倒

的な支配服従関係に陥りがちであるから、こうしたことを意識させ、相手の立場に立って考え、対話により相手を説得するなど冷静な対応ができるような能力を習得させることが肝要である」とされ、(第4の5(2)45頁)実践的な人権教育の実施が求められた。

406．日弁連は、この提言の趣旨を、2005新法の法案に取り込むことを法務省に強く求めた。この問題は、国会審議に持ち越され、野党からの提案で法案に次のような規定を盛り込むことができた。

407．職員に対して、「被収容者の人権に関する理解を認めさせ、並びに被収容者の処遇を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修及び訓練」を実施するというものである(第13条)。

408．また、行刑改革会議提言では、ロールプレイングや模擬舎房を利用した受刑生活の体験など、実務に即した行動科学的、心理学的技法を取り入れた研修が提言され、実施に移されている。

409．法務省の外郭団体である財団法人矯正協会から発行され、すべての刑務官が購読している雑誌である『刑政』2004年7月号に、女子美術大学芸術学部の前田基成教授が「組織集団に内在するリスク - 組織の中で人権侵害が起こる心理的メカニズム - 」という論考を寄稿している。この論考では、模擬監獄実験の内容を詳しく紹介し、役割行動が組織に組み込まれ、その上層部の同意があれば人権侵害をためらわなくなることを示した「アイヒマン実験」なども引用しながら、職務熱心な刑務官ほど、人権侵害に陥りやすいことが、わかりやすく解き明かされている。

410．元衆議院議員で、その受刑体験を『獄窓記』として公刊した山本讓司氏が、2004年の全国刑務所長会同で講演を行った。人権保障と保安との均衡を説く世界的に著名なアンドリュー・コイル氏(Andrew Coyle)の書かれたイギリス連邦発行の「国際準則からみた刑務所管理ハンドブック」(A Human Rights Approach to Prison Management)が2004年、法務省の外郭組織である矯正協会から翻訳出版された。これらの事実は、法務省が刑務官に対する人権教育にかける熱意が以前と違うことを認識させる。

411．しかし、多くの刑務官の意識は、古い制度の時代のままであり、したがって、現在のところ、実際の刑務所における処遇の実際が大きく改善されたという評価をすることも難しい。もっとも、この提言と新法に基づき刑務所における人権研修は活発に、かつ実践的な形でなされるようになってきていることも事実であり、近い将来その成果が具体的な処遇の変化となって表れることが期待されるところである。委員会は、法務省矯正局のこの分野での活動を積極的に評価するとともに、さらにこのような実務を広範に拡大し、前向きに職員に対する人権教育に取り組むよう求めるべきである。

第3章 入管施設について

4 1 2 .入管施設については、難民参与員制度が2 0 0 5 年より導入されるなど、刑務所、入管施設における被収容者の取扱いや職員の規律向上に関しては、一定の進展はあった。

第4章 警察における人権教育

4 1 3 .警察学校での「職務倫理基本教育」において、人権教育が実施されていると警察庁は主張しているが、内容は開示されておらず、具体的にどのようなプログラムで実施されているのかわからない。また、留置業務の管理及び運営に必要な高度な知識を習得させるための教育とは、具体的にどのようなものかわからない。

4 1 4 .警察留置場の留置担当者には、睡眠時間や食事時間を無視した取調べが行われていても、これを中断させる権限はなく、取調べの中止について検討することを要請することしかできない。

4 1 5 .取調官は、自白強要のための教育を受けており、明らかに国際人権基準とは異なる研修を受けている。

4 1 6 .2 0 0 6 年4 月、愛媛県警が作成していた取調べマニュアル（平成1 3（2 0 0 1）年1 0 月4 日付「被疑者取調べ要領」と題する文書など）が明らかになった。同県警の警察官が持っていたコンピュータがウィルスに感染し、ハードディスクに入っていたデータがインターネット上に流出したため、その存在が明らかになったものである。

4 1 7 .この文書の存在について、警察庁は国会において「回答すると検索が容易になり、プライバシー侵害などの被害が拡大するので、答弁を差し控える」という趣旨を述べた。しかし、取調べマニュアルの存在・不存在や文書の真偽について答えても、被害が拡大するはずもなく、そのようなマニュアルの存在を否定しないのは、存在を肯定したものと理解できる。

4 1 8 .この「被疑者取調べ要領」には、「調べ室に入ったら自供させるまで出るな。」「否認被疑者は朝から晩まで調べ室に出して調べよ。（被疑者を弱らせる意味もある）」などと書かれている。「被疑者を弱らせる」とは自白の強要そのものである。日本の警察官は、被疑者の言い分に耳を貸すのではなく、自白を採取するまで、長時間の取調べを継続することをその使命として教育されているのである。警察官に対する被疑者の人権を尊重することを基調とする人権教育を実施することは、極めて重要な課題である。

第5章 軍（自衛隊）における人権教育

4 1 9 .防衛大学校や幹部学校における、自衛隊法第5 2 条に規定する「服務の本旨」に則った人権教育が実施されていると言うが、その内容は開示されていない。

第6章 裁判官に対する人権教育

420．裁判官への人権教育であるが、かつては判事となると刑事裁判官のみが研修の対象であった。全裁判官がもれなく人権教育を受ける機会・体制となっているか疑問である。

421．かつての裁判官への人権研修の中で、国際人権（自由権）規約の遵守につき、講師である国際法の専門家から『新二元説』に則り、国内では自国の憲法に適合しないと認められれば国際人権条約に従う必要はなく、ただ国外で国際人権条約に従えばよい」との内容の教育・指導があったとされる。これは、大変に誤解を生みやすい表現を含んだ研修内容であると思われ、日弁連からもその改善を申し入れているが、依然として、我が国の最高裁判官をはじめとして、国際人権法を十分に理解したうえでなされた判決は、ごくわずかであり、多くの判決が「憲法違反でないから人権条約にも反しない」とする、非常に疑義のある判示を繰り返している。裁判官に対する正確な人権教育を実施することは極めて重要である。国連人権高等弁務官事務所の発行した裁判官に対する人権教育マニュアルは民間の努力で翻訳された。しかし、これを活用した裁判官に対する人権教育はほとんど実施されていない。これらの教材を活用した実践的な人権教育が切望される。

第7章 精神科医

422 精神障害者に対する強制的医療措置に関与する精神科医である精神保健指定医は、指定前及び指定後5年ごとの研修が義務付けられ、その中で「患者の人権に関する教育」が行われているとされるが、その内容が具体的にはどのようなものかは明示されていない。

第8章 国連「人権教育のための10年キャンペーン」の実情

423．1995年から2004年までの国連による「人権教育のための10年」キャンペーンが繰り広げられ、日本も「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」の名目で法務省などで人権教育の行動計画の実現に向けた活動がなされた。

424．しかし座学による指導がほとんどで、かつ、この計画からは裁判官、法律家、国会議員が除外されており、実質的效果は極めて不透明なものである。

425．「人権教育のための国連10年」行動計画の中で作られた、国連の監修による人権教育のための実践マニュアルシリーズ「法執行者に対するトレーニング」は、刑務官、警察官、裁判官、法律家に向けた実践型の人権教育を目指したマニュアルであるが、政府はこれを翻訳しておらず、裁判官に対するマニュアルが日弁連の協力のもとに民間において翻訳されたにとどまる。これらのマニュアルを使用した人権教育は実施されていない。

付属

1. 隔離、制限区分、優遇区分に関する統計資料

2006年12月27日 監獄人権センター

施設名	2006年10月10日現在速報値		2006年11月30日現在速報値	
	受刑者 総数	第4種（構成比）	受刑者 総数	法53条被 隔離者数 （対総数比）
札幌刑務所	1,639	219 (13.7%)	1,696	1 (0.06%)
札幌刑務支所	295	25 (8.6%)	318	0 (0.00%)
旭川刑務所	351	48 (14.4%)	356	0 (0.00%)
釧路刑務所	362	3 (0.8%)	361	0 (0.00%)
帯広刑務所	490	37 (8.4%)	499	0 (0.00%)
網走刑務所	928	58 (6.5%)	955	2 (0.21%)
月形刑務所	767	40 (5.4%)	797	0 (0.00%)
函館少年刑務所	1,083	3 (0.3%)	1,096	0 (0.00%)
青森刑務所	672	60 (9.6%)	683	0 (0.00%)
宮城刑務所	1,077	56 (5.9%)	1,105	4 (0.36%)
秋田刑務所	642	15 (2.5%)	645	0 (0.00%)
山形刑務所	988	52 (5.6%)	1,035	0 (0.00%)
福島刑務所	1,200	38 (3.4%)	1,202	0 (0.00%)
福島刑務支所	445	3 (0.7%)	487	0 (0.00%)
盛岡少年刑務所	395	74 (21.1%)	418	0 (0.00%)
栃木刑務所	833	34 (4.2%)	830	0 (0.00%)
黒羽刑務所	2,218	97 (4.5%)	2,234	9 (0.40%)
前橋刑務所	1,039	136 (14.4%)	1,022	0 (0.00%)
千葉刑務所	998	33 (3.8%)	1,012	0 (0.00%)
市原刑務所	476	0 (0.0%)	472	0 (0.00%)
八王子医療刑務所	287	22 (7.9%)	292	1 (0.34%)
府中刑務所	3,204	279 (9.0%)	3,244	59 (1.82%)
横浜刑務所	1,475	277 (20.2%)	1,481	0 (0.00%)
横須賀刑務所	251	0 (0.0%)	248	0 (0.00%)
新潟刑務所	988	92 (10.1%)	991	0 (0.00%)
甲府刑務所	687	34 (5.3%)	688	0 (0.00%)
長野刑務所	1,059	17 (1.7%)	1,123	0 (0.00%)
静岡刑務所	1,281	47 (4.1%)	1,298	0 (0.00%)
水戸少年刑務所	680	5 (0.8%)	591	1 (0.17%)
川越少年刑務所	1,661	37 (3.0%)	1,666	0 (0.00%)
松本少年刑務所	453	22 (5.5%)	462	3 (0.65%)
富山刑務所	538	46 (9.3%)	545	3 (0.55%)

金沢刑務所	804	29 (4.0%)	790	0 (0.00%)
福井刑務所	539	7 (1.4%)	531	0 (0.00%)
岐阜刑務所	984	124 (12.8%)	992	5 (0.50%)
笠松刑務所	665	11 (1.7%)	659	1 (0.15%)
岡崎医療刑務所	207	31 (15.3%)	206	0 (0.00%)
名古屋刑務所	2,342	129 (6.0%)	2,350	3 (0.13%)
豊橋刑務支所	262	2 (0.8%)	296	0 (0.00%)
三重刑務所	936	9 (1.1%)	925	0 (0.00%)
滋賀刑務所	795	12 (1.6%)	793	0 (0.00%)
京都刑務所	1,968	67 (3.7%)	1,872	0 (0.00%)
大阪刑務所	3,030	104 (3.6%)	3,041	5 (0.16%)
大阪医療刑務所	156	26 (16.8%)	159	0 (0.00%)
神戸刑務所	2,205	69 (3.3%)	2,173	3 (0.14%)
加古川刑務所	1,289	72 (5.8%)	1,259	0 (0.00%)
和歌山刑務所	678	31 (4.7%)	685	0 (0.00%)
姫路少年刑務所	452	50 (11.4%)	475	0 (0.00%)
奈良少年刑務所	796	15 (2.0%)	790	0 (0.00%)
鳥取刑務所	715	73 (10.6%)	715	1 (0.14%)
松江刑務所	684	61 (9.4%)	706	0 (0.00%)
岡山刑務所	855	11 (1.4%)	870	6 (0.69%)
広島刑務所	1,433	146 (11.0%)	1,479	9 (0.61%)
尾道刑務支所	381	2 (0.6%)	381	0 (0.00%)
山口刑務所	639	16 (2.7%)	651	2 (0.31%)
岩国刑務所	468	5 (1.1%)	463	0 (0.00%)
徳島刑務所	1,026	55 (5.5%)	1,038	4 (0.39%)
高松刑務所	989	22 (2.5%)	963	0 (0.00%)
松山刑務所	998	61 (6.7%)	990	0 (0.00%)
西条刑務支所	85	7 (10.8%)	80	0 (0.00%)
高知刑務所	506	40 (8.4%)	526	2 (0.38%)
北九州医療刑務所	258	81 (32.0%)	252	1 (0.40%)
福岡刑務所	1,934	50 (2.7%)	1,985	7 (0.35%)
麓刑務所	399	2 (0.5%)	404	0 (0.00%)
佐世保刑務所	630	69 (11.1%)	638	1 (0.16%)
長崎刑務所	886	26 (3.1%)	886	6 (0.68%)
熊本刑務所	735	84 (11.5%)	729	5 (0.69%)
大分刑務所	1,415	55 (4.0%)	1,431	3 (0.21%)
宮崎刑務所	463	6 (1.4%)	447	0 (0.00%)
鹿児島刑務所	738	11 (1.6%)	725	1 (0.14%)
沖縄刑務所	535	8 (1.6%)	527	0 (0.00%)

八重山刑務支所	3	0 (0.0%)	4	0 (0.00%)
佐賀少年刑務所	675	0 (0.0%)	671	0 (0.00%)
合 計	65,020	3,588 (5.9%)	65,409	148 (0.23%)
		対総数比 (5.5%)		

(2) 2006年10月10日現在のデータ、2006年11月30日現在のデータは参議院議員福島瑞穂氏の資料要求に対する同年12月22日の法務省矯正局成人矯正課の回答による。

2. 最高裁判所第3小法廷2006年6月20日判決 (判例タイムズ12313号89頁、判例時報1941号38頁)

【要旨】

犯行時18歳の子どもの犯行について、死刑を回避すべき決定的事情はないとして、無期懲役を言渡した原審の判決を破棄して、原審に差戻した判決。

【本文(抜粋)】

原判決及び第1審判決は、被告人が、それなりに反省の情を芽生えさせていると見られることに加え、犯行当時18歳と30日の少年であったこと、犯罪的傾向も顕著であるとはいえないこと、その生育環境において同情すべきものがあり、被告人の性格、行動傾向を形成するについて影響した面が否定できないこと、少年審判手続における社会的調査の結果においても、矯正教育による可塑性が否定されていないこと、そして、これらによれば矯正教育による改善更生の可能性があることなどを指摘し、死刑を回避すべき事情としている。しかしながら、記録によれば、被告人は、捜査のごく初期を除き、基本的に犯罪事実を認めているものの、少年審判段階を含む原判決までの言動、態度等を見る限り、本件の罪の深刻さと向き合って内省を深め得ていると認めることは困難であり、被告人の反省の程度は、原判決も不十分であると評しているところである。被告人の生育環境についても、実母が被告人の中学時代に自殺したり、その後実父が年若い外国人女性と再婚して本件の約3か月前には異母弟が生まれるなど、不遇ないし不安定な面があったことは否定することができないが、高校教育も受けることができ、特に劣悪であったとまでは認めることができない。さらに、被告人には、本件以前に前科や見るべき非行歴は認められないが、いともたやすく見ず知らずの主婦をねらった強姦を計画した上、その実行の過程において、格別ちゅうちょした様子もなく被害者らを相次いで殺害し、そのような凶悪な犯行を遂げながら、被害者の財布を窃取した上、各死体を押し入れに隠すなどの犯跡隠ぺい工作をした上で逃走し、さらには、窃取した財布内にあった地域振興券を友人に見せびらかしたり、これでカードゲーム用のカードを購入するなどしていることに徴すれば、その犯罪的傾向には軽視することができないものがあるといわなければならない。

そうすると、結局のところ、本件において、しん酌するに値する事情といえるのは、被告人が犯行当時18歳になって間もない少年であり、その可塑性から、改善更生の可能性が否定されていないということに帰着するものと思われる。そして、少年法51条(平成12年法律第142号による改正前のもの)は、犯行時18歳未満の少年の行為について

は死刑を科さないものとしており、その趣旨に徴すれば、被告人が犯行時18歳になって間もない少年であったことは、死刑を選択するかどうかの判断に当たって相応の考慮を払うべき事情ではあるが、死刑を回避すべき決定的な事情であるとまではいえず、本件犯行の罪質、動機、態様、結果の重大性及び遺族の被害感情等と対比・総合して判断する上で考慮すべき一事情にとどまるというべきである。

以上によれば、原判決及びその是認する第1審判決が酌量すべき事情として述べるところは、これを個々のみにみても、また、これらを総合してみても、いまだ被告人につき死刑を選択しない事由として十分な理由に当たると認めることはできないのであり、原判決が判示する理由だけでは、その量刑判断を維持することは困難であるといわざるを得ない。

そうすると、原判決は、量刑に当たって考慮すべき事実の評価を誤った結果、死刑の選択を回避するに足りる特に酌量すべき事情の存否について審理を尽くすことなく、被告人を無期懲役に処した第1審判決の量刑を是認したものであって、その刑の量定は甚だしく不当であり、これを破棄しなければ著しく正義に反するものと認められる。

3 .

施設別年末収容人員数
(子どもが収容されている刑事施設における)

施設	収容者の性別	2001年			2005年		
		収容者数	内少年男	内少年女	収容者数	内少年男	内少年女
札幌刑務所	男	1042	1				
函館少年刑務所	男	859	1		1029	5	
宮城刑務所	男	1003	1				
仙台拘置所	男女				192	1	
盛岡少年刑務所	男	454	1		461	1	
栃木刑務所	女	558		1	831		4
千葉刑務所	男				1252	1	
府中刑務所	男	831	1				
横浜拘置所	男女	594	1				
静岡刑務所	男女	1025	2				
水戸少年刑務所	男	558	2				
川越少年刑務所	男女	1390	7		1729	22	
松本少年刑務所	男女	414	2				
笠松刑務所	女	460		1			
岡崎医療刑務所	男	238	1				
名古屋刑務所	男	1975	3		2341	1	
大阪刑務所	男	2443	1				
加古川刑務所	男	682	1				

和歌山刑務所	女				655		1
姫路少年刑務所	男				435	4	
奈良少年刑務所	男	756	2		862	12	
佐賀少年刑務所	男女	633	1		633	1	
福岡拘置所	男女				727	8	

日本においては、子どもが収容される刑事施設は、成人を収容する施設であり、圧倒的に多数の成人の中に混じって、ごく少数の子どもが収容されているのが現状である。
矯正統計年報より作成

4. 人権教育の現状の詳細

2006年1月に国会議員が各行政政府より得た資料による人権教育の現状の詳細は、以下のとおりである。

(1) 法務省：2005年4月より2006年1月16日までの約10か月弱の現状

矯正研修所における人権研修 280件

- ・高等研修課程高等科研修 15件 (大学教授による憲法と人権の歴史、臨床心理士による児童虐待の実情、被害者支援センター職員による犯罪被害者遺族の現状と被害者支援などの内容)
- ・中級管理研修課程管理科研修 10件 (病院部長によるメンタルヘルスの基本、弁護士によるセクシャルハラスメントの実情、教官による被収容体験実習などの内容)
- ・法務技官研修課程特別科研修 1件 (被害者支援センター職員による被害者の視点と遺族が望むこと)
- ・専門研修課程選考科研修 14件 (大学教授による日本行刑の特質と人権、病院部長による職場のメンタルヘルス、大学教授による人権侵害が起こる心理的メカニズムなどの内容)
- ・刑務官研修課程初等科中等科研修 132件 (大学教授による人権問題などの憲法講義、民間会社員による民間業務等体験実習、福祉施設職員による社会福祉施設における介護体験実習など)
- ・法務教官研修課程基礎科応用科研修 51件 (大学教授による少年司法と国際準則、支所教官による大阪人権博物館(リバティ大阪)見学、弁護士による犯罪被害者の人権など)
- ・法務技官研修基礎科応用科研修 10件 (大学講師による憲法(被収容者の人権)講義、国連アジア極東犯罪防止研修所教官による少年司法と国際準則 など)
- ・専門研修課程専攻科 47件 (矯正局職員による被収容者をめぐる人権思潮、女性への暴力防止センター職員によるドメスティックバイオレンスやセクシャル・ハラスメントの講義、支所教頭による人権と国際準則の講義など)

矯正施設における人権に関する自庁研修 472件

- ・主任及び統括矯正処遇官研修 88件 (すべて、民間プログラムによる暴力行為に及ぶおそれのある者への適切な対応方法を言語的レベルや非言語的レベルに

において、系統立ててトレーニングする内容)

- ・統括矯正処遇官、統括専門官等に対する研修 122件 (すべて、職員と被収容者のロールプレイングの実施とその観察結果の討議)
- ・統括矯正処遇官、統括専門官等に対する研修 111件 (すべて、「被収容者を巡る人権思潮」などの伝達研修の実施)
- ・各刑務所、少年院、鑑別所の課長・部長職への研修 151件 (セクシャル・ハラスメント、被収容者の人権、個人情報の保護、公務員の人権侵害など)

入管施設における人権教育 29件

- ・入管局職員研修 7件 (人身取引、外国人の人権につき、IOM、民間シェルター、アムネスティ日本などから講義)
- ・難民認定事務従事者研修 3件 (外国人の人権、難民認定などにつき、大学教授より講義)
- ・新規採用職員自庁研修 12件 (入管職員としての留意、サービス接遇など、総務課長より)
- ・東京入管局自庁研修 1件 (人権の流れ、大学教授より講義)
- ・人身取引対策自庁研修 4件 (外国人の人権の現状、総務課長より)

検察官に対する人権教育 23件

- ・新任検事実務教育 1件 (被害者保護と被害者支援について、東京地検被害者支援員による講義)
- ・検事一般研修 9件 (2000年より実施、年2回、任官3~5年目を対象)(被害者の声、国際人権条約などについて、被害者支援センター事務局長、刑事局付検事より講義)
- ・検事専門研修 6件 (任官7~10年目を対象)(被害者支援、国際条約について、大学教授、刑事局付検事より講義)
- ・新任副検事実務教育 3件 (被害者支援、被害者心理について、刑事局付検事、臨床心理カウンセラーより講義)
- ・副検事研修 4件 (被害者心理、被害者支援について、刑事局付検事、臨床倫理カウンセラーより講義)

(2) 最高裁判所:

新任判事補研修 毎年1週間程度、大学教授による「国際人権の動向」に関する講義 その中には自由権、社会権各規約への国連による日本政府への最終勧告を含む)

支部長研究会 地方裁判所及び家庭裁判所の支部長に対する研修 毎年3日程度、法務省人権擁護局長の講演「人権擁護について」

部総括裁判官研究会 地方裁判所及び家庭裁判所の部総括判事に対する研究会 毎年4日程度、大学教授による「国際人権規約」に関する講義、法務省人権擁護局長による講義「人権擁護について」 その中には、国際人権(自由権)規約、国際人権(社会権)規約への国連による日本政府への最終勧告を含む)

その他 国際人権(自由権)規約及び国際人権(社会権)規約への国連による日本

政府への最終勧告を、すべての裁判官に行き渡るように経験年数別研修の際に配布

(3) 警察：

各級警察学校における人権教育 職務倫理や法学など、人権に関する講義 (対象 29,000人)

職場における人権教育 各種人権課題について朝礼時指示、部外専門家による講演会、職員自らが人権を考える小集団活動 など

職医務倫理指導者への人権教育 人権尊重を重点とする職務倫理に関する指導 (対象 350人)

被害者対策に関する教育の推進 被害者対策担当者を担当として、被害者への対応要領、カウンセリング教育 など (対象 1,000人)

留置業務担当者に対する人権教育の実施 被収容者の適正処遇と職務倫理に関する教育 (対象 2,900人)

女性に対する暴力事案担当者に対する人権教育の実施 女性の人権問題に対する適切な対応教育 (対象 30人)

少年警察担当者に対する人権教育の実施 カウンセリング、少年相談対応要領、児童虐待事案への対応要領、被害者対策教育

(対象 1,000人)

(4) 自衛隊：

防衛大学校、防衛医科大学校、幹部候補生学校において、人権尊重の憲法の理念、戦争犠牲者の保護に関するジュネーブ諸条約の内容についての教育

自衛隊法第52条に規定する「服務の本旨」にのっとり、人格の尊重を基本とする精神教育

幹部学校における外部講師による国際人道法に関する講義

人権に関する職員研修会

以上